

# 戦争をする国で、教師であること

安全保障関連法の成立をうけて —

上田和彦（大私教質面学園分会）

## 1、ある少年のこと

1945年、四国の森の小さな村で暮らしていた10歳の少年は、自分の将来について、曾祖父の時代からそうであったように、自分もやはり森の仕事をして生きていくのだらうと漠然と考えていた。少年は生前の父がくれた英語の原書の大きな森林図鑑をもっていた。そして樹木や植物の名前につけられたラテン語だけはいつか勉強しなければならないだろうと思っただけだったが、母親ひとりの貧しい家庭にあって、大学への進学などということは考えの外にあった。

そして終戦。少年に人生の大きな転機が訪れる。それは1946年から47年にかけての日本国憲法と、その語りかえであり、子どもが読むことも当然に想定されていたであろう教育基本法の公布・施行。あるとき少年は国家と地方自治体が自分の味方であることを発見して驚いた。「勉強したいと思い、その能力がある子がいて、教育を受けることを望んでも経済的に不可能ならば地方自治体あるいは国家が奨励しなければいけない（3条2項）」と書いてあって、それが国民の権利だと知ったからだ。少年は自分の人生が変わったと思った。国はどこにあるかわからない、しかし地方自治体とはこの村だ。少年は母に頼んでいっしょに役場の村長のところに行きそう言ってもらった。しかし、村長は経済的な奨励はできないと答えた。そこで少年は言った。「あなたは教育基本法に違反している。それはひいては憲法違反です」と。おどろいた村長は、しかし母子を追い返さなかった。そして教育基本法をもってきて読んでみた。確かにそう書いてある。「本当に坊やの言うとおりだ、ちょっと待ってくれ。」村長はそう言うと、そのまま家に帰り、家人に頼んで用意してもらったお金を少年にくれたのだ。それは3年間東京で下宿をして暮らせる額のお金だった。すでに新制の中学、高等学校に進んでいた少年は、そのお金のおかげで東京の大学で学ぶことができたという。そして3年が経ち、そのお金が無くなるころ、どうしたものかと考えた。もう青年になっていた少年は大学新聞の懸賞小説に応募して、一番になった。そして賞金の1万円をもらって、そのまま生きる方向を変えて小説家になったのでした。その少年が大江健三郎さんです。

これは時代の風景が明るく開かれていくお話です。わたしたちはこういう風景からものを考え始めること、そしてこれからもこういう明るい風景のなかを歩いていくべきなのでしょう。それが憲法の持つ明るさというものだからです。

さて、その大江少年が憲法の言葉のなかで、これはいいものだと思ったのが「個人として尊重される（13条）」でした。教育基本法ではその前文に「個人の尊厳を重んじ」、1条に「個人の価値をたっとび」とあります。憲法は人が人らしく生きるために必要な自由を人権として保障していますが、25条の生存権やその他さまざまな人権を有する「主体的な人間」、さらに国家と対等の、かつ国家に対峙し、ときに国家から「自由な人間」が「個人」と呼ばれるもので、それが「立憲主義」の概念の基本を構成しています。なによりもまず、人が「個人」として尊重されるからこそ、その尊重された「個人」が自己の平和的生存を保障した憲法の実現するために、よりよい生、意味のある生を生きるのだという理想への決意が生まれる。その決意が「われら」という誇らしい名のりにあふれているのです。

それは憲法とともにある人間の大きな約束というものです。大江さんもその約束のままに生きてこられたのでした。そして憲法、教育基本法を書いた人、受けとめた人たちの「時代ぐるみの窮地にありながら、そこにしっかりした倫理観と未来への責任感、つまり教育への切実な意思をもって乗り越えようとする生き方を表現する文体」を読みとることで、自分のなかにいまも生きているモラルティーの感覚がたちづくられてきたのだと話されます。

## 2、まず、国ありき。後景に退く「個人」

憲法と「自民党改憲草案」の対照のなかにあるリアリティ

しかし、そういう重要な意味と役割をもつ「個人」という言葉を、『自民党改憲草案』は「人」と改め、人権とのつな

がりを断ち、国家と国民の関係を作り変えることで、「戦後『立憲主義』レジーム」を打ち壊そうとしています。そして「個人」という概念を成り立たせる「私的領域への公権力不介入の原則」が破られようとしているのです。

2006年、第1次安倍内閣は「教育基本法」を「改正」し、「この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」の文言を削除することで、教育の目的と憲法の精神との関係を切断しました。さらに「不当な支配に服することなく」の文言は残しながらも、教育は「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」とし、準憲法的な理念法としての教育基本法を行政法的な位置に貶め、他の法律による教育への支配介入を可能にしました。それは教育行政それ自体が「不当な支配」となりうることを示し、教育は「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」とすることで権力からの自由を保障しようとした教育基本法の精神を潜脱するものです。教員の統治機構への従属、教育への国家統制の強化を目指した準憲法・教育基本法の「改正」は、すでに「改憲」が行われたというべきことだったのです。

当時安倍氏は、「日本国憲法の精神にのっとり、この法律を制定すると書いているが、憲法を先に改正しなければならぬということではない」、「憲法と密接にかかわりのある法律は他にもあるが、それらの法律の改正が憲法改正との関連で制約を受けるわけではない」と答弁しましたが（衆議院教育特委 2006.10.30）、なぜ制約を受けるわけではないのか、その説明がなされぬまま、12月15日に「改正」教育基本法は成立しました。しかしこれは憲法98条（最高法規）に照らして、違憲行為と判断されるべきことでした。

「日本国民は」と憲法の前文は始まります。それは英語訳「We, the Japanese people」がより明確に表しているように「われら」という名のりなのです。しかし、「改憲草案」は「日本国は」で始まります。人から国へ。その意味と意図は教育基本法の新旧を対照するとよく分かります。

憲法と同じように前文をもち、「われらは」で始まっていた教育基本法は、「我々日本国民は」と改められました。そして「個人の尊厳」は「公共の精神」と同列におかれ、「伝統」などとともに重んじられるべきもののひとつになりました。「公共の精神」という言葉は憲法にはありません。しかし、「改憲草案」を読めば、その意味は「『公および公益の秩序』を優先する精神」、つまり「人権制限の原理」であることが分かります。憲法の「公共の福祉」という概念が「対抗する複数の人権の調整原理」であるのとは根本的に異なります。「公共の福祉」においてはひとりの人権に對抗しているのは他者の人権です。しかし、「公共の精神」においては、ひとりの人権に對抗するのは圧倒的な力をもつ国家になるのです。こういうふうになわたしたちの生活に、しかも国民の育成を目的とする教育に国家は入り込んでくるのです。小・中学校での「道徳」の教材化や高校で検討されている科目「公共」の新設（2015.8.5文科省は次期学習指導要領の骨格案を中央教育審議会の部会で示し、「公共」を必修科目として導入するための審議に入った）も、この文脈においてとらえなければなりません。

### 3、政府は自分に押し付けられた憲法を変えたがるものだという事

教育が国家目的に従属するということが何を意味し、何を招来するか。

立憲主義に立てば、憲法が一番に縛りたいのは政府の自由、とりわけ政府による戦争であって、13条が「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」という、この「個人の尊重」の理念によっても9条は導かれているのです。

あくまでも「個人」に依拠しようとする憲法の精神は、その前文において際立っており、「平和を愛する『諸国民』の公正と信義に信頼して」と、「諸国家」でなく「諸国民」とすることで、戦争が政府によっておこされるという構造的な悪とその悲慘とを克服しようとした。憲法にはどこか国家というものを信用していないふうなところがあって、それがよいのです（政府に対しては明らかにそうですが、「戦争を放棄する」のは国家主権の放棄こそが世界の平和への道を開くものだと考えているからです）。「愛国者は政府から国を守る」というようなことが言われますが、国家（政府）にタガをはめるのが憲法だからこそ、事の道理として、タガをはめられた側（「押し付けられた側」）が改憲したがるのです。しかし、そのタガを外せばどうなるか。起こりうることは容易に理解できます。やがて政府による戦争への道が開かれ、戦争のための法制化が準備されるでしょう。しかしそのまえにそれを容認、さらには支持する国民精神が醸成される。そこに教育が利用される。まさに「教育の力にまつ」政策が推進されていくのです。（注1）

しかし、法制化という方法によらずとも、たとえば集団的自衛権の行使容認の問題について「琉球新報」が伝える事

例のように、「問題あり」と判断した場合、事実確認をするまでもなく（それはしたがって事実無根であっても）「適切な教育が行われるよう取り組む」と、議会（地方であれ国会であれ）でとりあげるだけで、教育現場の管理統制に十分な効果があることを彼らは知っているのです。（注2）

日の丸・君が代の強制、それに反対する教職員、市民の排除、性教育や人権、平和教育への不当な介入等々、その多くで教員バッシングの世論をあおって管理統制を強化するという手法がとられ、実際に効果を上げています。戦後のドイツのようにハーケンクロイツなど、ナチスのシンボルを公共の場で展示・使用することやナチス式敬礼が扇動罪として刑事罰（懲役刑）の対象となっている（注3）のと違って、「昭和国民礼法要項」（1941）（注4）にある礼法がそのまま今に引き継がれているような国で、教育が再び戦争への国民精神を動員する役割を果たすであろうことを予測するのは難しくありません。

#### 4、戦争の準備をすれば戦争の可能性が高まるということ。

そして、「切れ目のない安全保障」とは「なくすし」だということ。

2013年12月に成立・公布された「特定秘密の保護に関する法律」（2014.12.10施行）に続く「国家安全保障会議」の新設や2014年4月の「防衛装備移転三原則」（「防衛は戦争」、「装備は武器」、「移転は輸出・供与」であって、2004年に経団連から宇宙平和利用原則とともに、その見直しを求められていた）の策定（注5）に引き続き、2014年7月1日、安倍内閣はこれまでの政府の抛ってきた憲法解釈を改め、集団的自衛権の行使（標題は「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」）の要件を、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない時に、必要最小限度の実力を行使する旨、閣議決定しました。

東西冷戦の緊張の中にあっても、政府が「国際法上保有するも憲法上行使できない」としていた集団的自衛権（それ自体をないとしたこともありましたが）、いまなぜ容認されるのか。

憲法9条は「国の交戦権」を認めないので、個別的、集団的の別なく、自衛権そのものを放棄していると読むのが日本語としての条文の正しい読みであって（英語でも同様 The right of belligerency of the state will not be recognized.）子どもでも十分に読みとれます。そもそも憲法というものは義務教育終了段階の力で十分理解できるようになっているものでしょう。だから正しい読みに従えば「武力によらない自衛権行使の道」をえらぶよりほかなのです。（注6）したがって憲法制定時、自衛のための戦争は容認すべきだという野党の意見に対して、政府が次のように説明していたのは至極当然のことだったと言えます。

#### 1、第90 帝国議会衆議院帝国憲法改正案特別委員会（1946.6.26）

吉田茂内閣総理大臣答弁

「戦争放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定はして居りませぬが、第9条第2項に於て一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したものであります。従来近年の戦争は多く自衛権の名に於て戦われたのであります。満州事変然り、大東亜戦争然りであります。」

#### 2、第90 帝国議会衆議院帝国憲法改正案特別委員会（1946.6.28）

吉田茂内閣総理大臣答弁

「戦争放棄に関する憲法草案の条項に於きまして、国家正当防衛権による戦争は正当なりとせらるるようであるが、私は斯くの如きことを認むることが有害であると思ふのであります。近年の戦争は多くは国家防衛権の名に於て行われたことは顕著なる事実であります。故に正当防衛権を認むることが閏々戦争を誘発する所以であると思ふのであります。又交戦権放棄に関する草案の条項の期する所は、国際平和団体の樹立にあるのであります。国際平和団体の樹立によって、凡ゆる侵略を目的とする戦争を防止しようとするのであります。併しながら、正当防衛による戦争が若しありとするならば、其の前提に於て、侵略を目的とする、戦争を目的とした国があることを前提としなければならぬ

のであります。故に正当防衛、国家の防衛権による戦争を認むると云うことは、偶々戦争を誘発する有害な考えであるのみならず、若し平和団体が、国際団体が樹立された場合に於きましては、正当防衛権を認むると云うことこそそれ自身が有害であると思ふのであります。」

「(この)閣議決定で日本が戦争に巻き込まれるおそれはいっそうなくなった」「日本に戦争を仕掛けようとするたくらみをくじく大きな力が集団的自衛権という抑止力だ」という安倍首相の説明(2014.7.1)に国民の多くが納得せず、むしろ戦争への不安が強まったと感じています。そしてこの閣議決定による集団的自衛権の行使容認は憲法解釈の範囲を逸脱し、9条をはじめとする憲法条項のいくつかに違反していると考えていますが、実は当初政府もそう考えていたのです。だから9条の桎梏を解くために96条の改正から始めようとしたわけです。しかしその憲法改正の策動がとん挫し、平和憲法の危機への市民の懸念が大きくなるのを見るや、今度は「積極的平和主義」という言葉につつまかえて、専守防衛の自衛隊の武力行使の範囲(状況・地域・緊急性など)の制約を緩和、一部撤廃したのです。「脱法」を「危険」と言い換えるのに放えば、「脱法改憲」はまさに「危険な改憲」にほかなりません。そしてそれを行うのは「危険な政府」ということになるでしょう。だから「危険な政府」が何をもって「戦争の起こる危険性を回避できた」というのか。戦争ができるように準備をすれば戦争が起こるのは、戦争が起こらない確率よりも高くなるというのが道理というものでしょう。

わたしたちの政府は、わたしたちの政府でありながら、しかもおそらくはどの国よりも戦争違法化を実定できる条件を有しているにもかかわらず、これまで戦争をしにくくするような法律を作ってはこなかった。それどころか政府は一貫して9条への潜脱行為を進め、自ら戦争への抑止力を低めてきたのです。他国(とりわけ近隣の国)との緊張を高めておきながら、それで他を抑止するなどということができようはずはないのです。

## 5、「戦争放棄」を「安全保障」にすりかえる

- 軍隊でない自衛隊が、武器ではない防衛装備を、交戦権の行使ではなく、戦争でもない武力行使で使用することについて――

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(2007年に第1次安倍内閣で設置された私的諮問機関)が集団的自衛権の行使は認められるべきとする報告書(注7)を出した2014年5月15日の記者会見で、安倍首相は「幸せを願って、生存していく権利を私たち政府は守っていく責任がある。その責任を放棄しろと憲法が要請しているとは考えられない」「生命、自由、幸福追求に対する国民の権利を政府は最大限尊重しなければならない」などと決意を述べた後、「憲法前文、そして憲法13条の趣旨を踏まえれば、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることは禁じられていない。そのための必要最小限度の武力の行使は許容される」と言いました。

憲法は「禁じられていない」から「許容される」という短絡を認めるほど単純ではないのですが、その前文と13条が9条の「戦争の放棄(武力行使・交戦権の放棄)」の根拠ではなく、「安全保障」の名目のもと集団的自衛権行使(=武力行使)容認の根拠にすり替えられているのです。しかしそれがまさに「改憲草案」の意図するところであって、草案を見れば9条は「国際平和を希求」しつつ「国権の発動としての戦争」を放棄しながら「武力行使」への道が開かれています。そして、2項では「自衛権の発動」を、そして9条の2では国防軍の保持を明確にしているほどなのです。

「戦争 war」は「防衛 defense」または「安全保障 security」に。「武器 arms」は「装備 equipment」に(たとえば1789年に設立されたアメリカ合衆国旧陸軍省(戦争省)「Department of War」は大戦後に国防総省「Department of Defense」に、そして「原爆 nuclear bomb」は「原発 nuclear plant」に変えられていくように。ちなみに2014.7.1に集団的自衛権行使を容認する旨閣議決定された「安全保障」法制は、2015.4の社民党副党首福島瑞穂衆議院議員の「『戦争』法案」発言に対する自民党の訂正要求騒動ののち、2015.5.14の法案提出のための閣議決定時には批判に配慮してか「平和安全」法制と名称を変えている)。あらゆる戦争を違法とし、抑止してきた力がその内実を潜脱されていく。そして「政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ること」(閣議決定の文書)としながら、その「平和的生存権(注8)」を明示した憲法前文の「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」は「改憲草案」から削除されているのです。これは詐欺、ペテンというものです。そうでないというのならまず、「改憲草案」を改正あるいは撤回して、主張の矛盾を解消しなければなりません。

さらに政府は、「パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く

安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る」ことを理由に、武力行使を伴う集団的自衛権行使に急傾斜しています。しかしこの「大量破壊兵器の保有」というのは2003年3月に始まった「イラク戦争の大義」で、アメリカはそれを「口実」に大量破壊兵器を開発・保有する独裁国家イラクの脅威から国際社会を守るとして戦争を始めたのです。しかし最終的な調査によってイラクに核兵器がなかったことが明らかになったことで（米政府調査団発表 2004.10）、自国の参戦が違法であったと認めたオランダやイギリスのような国がある一方で、他国に先駆けて米国のイラク戦争（とその大義）を支持し、調査結果が出た後も何ら総括しないまま、なお今回の閣議決定の文書において「大量破壊兵器の保有」という言葉を使用する日本政府の姿勢は、まったくもって「恥知らず」なこととしか言いようがありません。自らが加担したイラク戦争の実態を調査することなく、責任を追及されても、いまだに「大量破壊兵器がない」といふことを証明する機会があるにも関わらず、それを証明しなかったのはイラクであった」（安倍首相答弁 2015.7.31）とする認識を変えようとしません。

日本国政府はイラク戦争から何を学んだのか。それは当時の米国におけるナショナリズムの異常な昂揚から、「安全保障上の危険性」を喧伝すれば、それによって我が国存立の危機に対処すべく準備すること（安全保障＝戦争の常態化）への国民の無条件の支持は高まるということだけだったのではないのでしょうか。それは歴史的にはありふれたことでしたし、日本の政府も過去において行っていたことでした。

「簡単なことだ。国民には攻撃されつつあると言い、平和主義者を愛国心に欠けていると非難し、国家を危機にさらしていると主張する以外には何も必要がない」（ヘルマン・ゲーリング、ナチスドイツ国家元帥）という手法は戦争をする政府の常套なのです。

「そりゃもちろん、一般市民は戦争を望んでいませんよ。そこら辺のあわれな農夫の身になれば、戦争から得られる最良の結果といえば、自分の農場に五体満足のまま帰って来ることくらいのもので、わざわざ自分の命を危険に晒したいとは思わなくても当然でしょう。当然普通の市民は戦争が嫌いです。それはわかっています。しかし、結局政策を決定するのは国の指導者たちであり、国民をそれに巻き込むのは、民主主義であろうと、ファシスト的独裁制であろうと、議会制だろうと共産主義の独裁制であろうと、常にたやすいことなのです。」

「意見を言おうと言うまいと、国民は常に指導者たちの意のままになるものです。簡単なことですよ。単に、自分たちが外国から攻撃されていると説明すればいい。平和主義者については、彼らは愛国心がなく国家を危険に晒す人々だとして、糾弾すればいいだけのことです。そうすれば、どんな国家だろうが、同じようにうまくいきますよ。」

（ニュルンベルグ裁判時のゲーリングからの聞き取り：心理分析官グスタフ・ギルバート著『ニュルンベルグ日記』）

2001年9月11日の米国におけるテロ事件以後、5年の間につきのような法律が成立しています。

「平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」（「テロ対策特別法」2001.11～2007.11）とその後継法の「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」（「新テロ特措法」2008.1～2010.1）、「個人情報保護に関する法律」（「個人情報保護法」2003.5）、「有事関連三法案」（「武力攻撃事態対処法」・「自衛隊法一部改正法」・「安全保障会議設置法一部改正法」2003.6）、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」（「イラク特措法」2003.7～2009.7）、「有事関連7法」（「米軍行動関連措置法」・「捕虜取扱い法」・「自衛隊法一部改正法」・「国際人道法違反処罰法」・「海上輸送規制法」・「特定公共施設利用法」・「国民保護法」）

そして、これらと関連するものとして次のようなことが並行して起こっています。

海上自衛隊イージス艦の派遣（2002.12）イラク戦争反対運動の高揚・世界規模のデモ（2003.2）陸上自衛隊イラク派遣（2004.1）立川自衛隊官舎反戦ビラ配布事件（2004.2、一審無罪、二審有罪、上告棄却 2008.4）普天間米軍ヘリ沖縄国際大学構内墜落事故（2004.8）アーミテージ米国務副長官「憲法9条は日米同盟の妨げ」発言（2004.7）天皇の「日の丸・君が代の強制は望ましくない」発言（2004.10）防衛大綱・次期防衛力整備計画策定（2004.12）NHK番組制作内容への自民党議員の介入（2005.1）日本経団連改憲を求める報告書提出（2005.1）つくる会教科書採択（小田原市 2005.7、杉並区 2005.8）「自民党新憲法草案」発表（2005.10、さらに2012.4に現草案を発表）……、そして「教育基本法」の改悪（2006.12）防衛庁の防衛省昇格（2007.1）首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構

築に関する懇談会(「安保法制懇」)の設置(2007.4)、「日本国憲法の改正手続に関する法律(「国民投票法」)の成立(2007.5、施行2010.5)

この10数年が何を示しているのか。戦争が起これば当然に、しかしその準備において、すでに民主主義や基本的人権への抑制は強まります。逆に言えば、それらを拡大する方向で戦争の準備が行われることは決してないのです。

## 6、不服従の権利が平和をつくるということ

したがって、ほんとうに「戦争の起こる危険性を回避する」というのなら、その証左として戦争ができにくくなる方向での立法と、それに基づいた行政が行われていることを内外に示す必要があるのです。「積極的平和(主義)」の本来の意味はノルウェーの政治学者ヨハン・ガルトゥング(1930-)が言うように、国家間の戦争や地域紛争がない状態(「消極的平和」)に加えて、社会における貧困や差別などがなくない状態(「積極的平和 Positive Peace」)を文字通り積極的に志向する概念と運動なのです。それは軍事力(抑止力)を背景に、またその行使(敵の殲滅)をもって、おそらくは一時的に過ぎない「平和状態」を作ることではありません。安倍首相は「積極的平和主義」を「Proactive Contribution to Peace」と英訳しましたが、「Proactive」は「先制(攻撃)」的な意味を含む言葉であって、それはローマ帝国時代の格言"Si vis pacem, para bellum"「汝、平和を欲すれば、戦争を準備せよ」や、米国の国是ともいふべき"Peace through strength"「力による平和」の言いかえに過ぎません。「積極的平和主義」という言葉が国会の答弁ではじめてつかわれたのは1947年(昭和22年)の第1回文教委員会でしたが、当時の文部大臣森戸辰夫は、「教員組合に何を希望するか」と問われて、「軍国主義反対ということが、積極的平和主義への国民の確信にならなければならず、これにふさわしい平和主義教育というものが、国で取上げられ、国民各層に浸透しなければならぬと存じております」と、安倍首相の主張とはまったく対照をなす答弁を行っていたのでした。

イギリスの政治学者(労働党幹部でもあった)のハロルド・ラスキ(1893-1950)は二度の世界大戦を経験し、こう言いました。「少数者がきわめて富み、多数者がきわめて貧しいために、人々が絶えず富もしくは貧困を考えざるを得ないような社会は戦争状態にある」と。貧困と戦争。その超克を示す言葉が「積極的平和」というものであり、それは憲法の前文「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ」や、9条が示す戦争放棄によって「平和のうちに生存する権利」の保障に進むことこそが、「積極的平和」といふべきものであることを示しています。そのための立法、行政こそが「正当に選挙された国会における代表者」の責務であり、それが行われている限りにおいてその代表者を通じて行動するわたしたち国民の主権が保障されるのです。

しかし、実際には立法と行政の不作為が議会の多数派(それは「正しさ」を意味しないし、議会外での多数派である保証もない。現行の小選挙区制度においてはなおさらそうです)によって進行しています。そして司法は違憲の判断に消極的であることが多い。自民党の「改憲草案」ではその前文の冒頭に「三権分立」の言葉があらわれますが(改憲草案前文「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される」)、第十章「最高法規」の破壊的改悪(97条の全文削除、国民の憲法尊重義務の条文化)とを合わせて考えると、露骨な統治行為論の宣言となっています。現行憲法前文が示す立憲主義という普遍の原理が後退すれば、三権分立は法の支配から解放された政府の暴走を止めることができず、仕組みに過ぎなくなるのです。この「三権分立」について、ハワード・ジン(注9)は次のように話しています。

国民と政府との関係について。民主主義には不服従が不可欠だと教える責任がある。民主主義イコール三権分立ではないと理解することも大切です。民主主義は仕組みではなく人々です。民主主義の本質は社会運動です。歴史が教えるのは三権分立が不正を正すのではなく、偉大な社会運動が正してきたのです。運動が三権に圧力をかけつけ、政府を動かしたのです。それが民主主義です。

(2008.11.4 ビンガムトン大学での講演)

そして、政府が何もしないときはどうすればいいか。「アメリカ独立宣言」(1776年)はこう言うのです。

……すべての人は平等に造られ、造物主によって一定の奪うことのできない権利を与えられ、その中には、生命、自由及び幸福の追求が含まれる……これらの権利を確保するために人々の間に政府が組織され、その

権力の正当性は被治者の同意に由来する……いかなる統治形態といえども、これらの目的を損なうものとなるときは、人民はそれを改廃し……新たな政府を組織する権利を有する……長きにわたる暴虐と篡奪が、常に同一の目的の下に行なわれることによって、人民を絶対的な専制の下に服従せしめようとする企図が明らかになるときは、このような政府を廃棄し、人民の将来の安全のために新たな保障の組織を整えることは、人民の権利であり、また義務である……。

この精神はヘンリー・D・ソロー(1817-1862)によって市民の抵抗権、政治参加の根本原理としての「市民的不服従」という言葉に結実し、反戦、兵役拒否、公民権運動を支えていくことになるのです。

そして、わたしたちの憲法はこの「不服従の権利と義務」を「この憲法が国民に保障する自由及び権利」とし、「国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」(12条)としているのです。

憲法は実に明快で、よこしまな解釈のみが憲法の本質を隠すのです。人権は守られる。平和は守られる。そのために政府は義務を課せられ、制約を受ける。立憲主義というのはただそれだけのことであって、抛る抛らぬの選択の対象ではありません。わたしたちは、政治的不誠実さによって、憲法をわかりにくいものにしようとするような政府を持つ、その国の国民の不幸について考えるべきでしょう。安全保障関連法案(「集団的自衛権行使容認法案」、具体的には「自衛隊海外派兵法案」、または「自衛隊海外武力行使法案」、すなわち「戦争法案」)の審議と成立の過程を通して、わたしたちの前に明らかになったのは、事態はもはや政府の正当性に関わっているということなのです。(注10)

「ホルムズ海峡で機雷が敷設され、石油の安定供給が確保できないとき、集団的自衛権を行使して機雷を除去しなければならない」というのが行使容認を求める安倍首相の答弁でした。米国が中東での戦争を「石油のため」とは言わなかったことに比べてその正直さに驚きますが、「仮に機雷が敷設された場合、相当の経済危機が発生したといえる。日本に向かう原油の8割はそこを通る。誰かがやらなければ危険はなくなるわけではないわけで、我が国の国民生活に死活的影響が生じる」として、自衛隊による掃海の必要性を強調したのです(この2月16日の衆院本会議の答弁は9月4日の参院特別委で撤回され、法案が想定した唯一の立法事実を取り下げられた)。

しかし「国民生活への死活的影響」をいうのなら、3.11後のわが国の存立の危機を直視して示された「大飯原発差し止め判決」(2014.5.21)が「平和のうちに生存する権利(人格権)」を保障する憲法の条理に照らして、再稼働を優先させた政府と関西電力の判断を厳しく批判したことをどう受け止めるのか、政府にはその「判断」の違憲性を認める姿勢がなければなりません。なぜなら判決が基づく「平和のうちに生存する権利」は不可侵・永久の権利であって、「石油コストの高騰による経済的な損益」と、「戦争による国土の荒廃による国富の喪失、なによりも武力行使当事国の人々の平和的生存権を侵害し、殺傷すること」を「並べて論じることの愚」を決して許しませんし、この権利のハードルを越えるということは国家がその正当性を失うほどのことだからです。(注11)

## 7. だれが戦争をはじめ、だれが殺されるのか

「想像力に溢れ、勇気ある指導者は…戦争ではなく他の選択肢を見つける能力があるはずだ。戦争を選ぶ指導者は、自らが勝利すると信じているが、しかし現代世界においては、こうした指導者自身の生命が犠牲になることはなく、他者の生命が犠牲にされるのだ。戦争は、想像力の欠如であり、戦うために召集された人々の生命を恐ろしいくらいに軽視することなのだ。端的にいえば、戦争とは、愚行にほかならない。」

(イアン・J・ピッカートン「勝者なき戦争 世界戦争の200年」)

迷彩服にヘルメットといういでたちで戦車に乗って、うれしそうに手を振る安倍首相の姿(インターネット動画サイト「ニコニコ動画」主催のイベント 2013.4.27)、戦車は本物の新型10式戦車、しかし乗っている首相は本物の兵士ではないし、決して兵士になることはない。

アメリカの政治広告に「中絶に反対している政治家の80%が男性で、その100%が妊娠しない」というのがあります。それをまねていえば、集団的自衛権に賛成する議員のパーセンテージはわかりませんが、その100%が戦争に行かないことは確かでしょう。デンマーク陸軍大将フリッツ・ホルムが1929年に起草した「戦争絶滅受合法案」は戦争になった時に国家の元首(ただし男性)、その親族(16歳に達する男性)、総理大臣・国務大臣、戦争に賛成した代議士等々の最前線への移送と、実戦を義務付けようというものです。さらに宗教者で戦争に反対しなかった者、そして軍需産業で儲けた者も。この法案には当時も今も成立のリアリティはないかもしれない。しかし、ここには政府の決

して語らぬ戦争構造のリアリティ——決して問われることのない無責任と、決して顧みられることも償われることもない犠牲と——があるのです。

そしてこの戦争と原発（事故）の構造（愚劣なまでの無責任と過酷な犠牲）が3.11直後・以後の、そして集団的自衛権行使容認の閣議決定後のわたしたち現実のなかに分かちがたく浮かび上がってきたのです。「戦争絶滅受合法案」は「原発事故絶滅受合法案」に置き換えられるのではないか。そしてむしろこの法案の立法化のなかに、戦争違法化、少なくともその歯止めの道筋が見えてくるのではないか。加藤周一氏（1919-2008）は「防衛問題では侵略の確率がゼロでないから軍備が必要だと言ひ、原発では危険がゼロでなくてもよい」という政府の自己矛盾を追及しましたが、わたしたちが「戦争」と「原爆」と「原発」を一つのものとして考えることを自らの実存とし、それを切り離したり隠したりする欺瞞を決して許さないとした、その自己決定が叩きつけられようとするいま、「死舌的影響」を回避するための集団的自衛権行使容認に対して、原発事故こそ絶対に回避にされるべき死舌的問題だというのは政府に対して説得力をもつはずで、そしてそれは同時に、わたしたちがいま「平和的生存権」の存立の危機、すなわち9条を生み出したのと同じ立法事実の中にあるという認識に立っていることを示すことにもなるのです。

さて、戦後生まれが8割を超え、今やほとんどの日本人が、戦争の体験を持ちません（また持つべきことでもありません）。しかしどうか、だからこそ戦争の、とりわけ自衛のための戦争が常に正しいものとしてイメージされやすいことの危険性に対して注意深くあるべきなのです。敵は常に悪であるか？ また悪であったか？ 自分たちはどうなのか？ それを判断するには公正な歴史認識が必要です。それも、複数の国とその国民との間で共有される歴史認識が必要なのです。憲法、とりわけ9条が生まれるに至った立法事実の認識は、この歴史認識の問題と切り離すことができません。憲法を、なかでも9条を変えるということは歴史認識を変えるということ、しかも受け入れがたいものに変えるということにほかなりません。それは一国内政問題だとして許されるものではありませんし、歴史認識を通して今の世界に誠実に向き合おうするわたしたちの態度にもかかわっているのです。

1999年5月の「ハーグ平和会議の基本提言10原則」の第1項は「各国議会は日本の憲法9条のように、自国政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである」とし、もはや9条が一国の憲法の枠内にとどまらない、国際的な条約のレベルに達していることを、今の世界の認識に立って示しました。

しかしその一方で、同じ5月に、しかも日本で、「周辺事態」に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（「周辺事態法」）が成立するということが起こるのです。1997年9月の「日米防衛協力のためのガイドライン」を受けた、この「周辺事態」の概念は「周辺事態（おそれ） 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態（明白な危険）」の三つのレベルで想定された自衛権およびそのための武力行使の規制に対する緩和であって、とりわけ「地理的区分」によらない情勢判断である点で、拡大解釈（違憲解釈）すれば集団的自衛権行使容認につながるものでした。（注12）それは自民党政権が戦後一貫して進めてきた9条改悪の第一歩ではないけれど、何歩目かの大きな一歩であったことはまちがいありません。そして今回の安全保障関連法の成立によって日米両政府はついに9条アタックキャンプへの到達を果たしたのです。国会審議に先行して進められた「新ガイドライン」の合意（2014.4.27）によって「自衛」の範囲を超える自衛隊の活動、「安保条約」を超える安保体制がこれまでの国内法の体系や政府見解の体系を破壊する形で進められることになりました。続く米国連邦議会上下両院合同会議における演説（「希望の同盟へ」2014.4.29）で安倍首相は「この夏までに法案を成立させる」と約束したのです。国家は国民に優先し、その国家とは政府であり、その政府は米国に追従する。国民の主権は踏みじられたが、それで国家は主権を回復したのでしょうか？ とまれ政府にとって国家の主権回復は交戦権の回復に他ならず、「主権を有する国家」とは「自国を守るために戦争のできる国」であって、それが彼らの言う「ふつうの国」の意味なのです。だから「ふつうの国」へと、理想は低い、なによりも「交戦権の回復」に向けて、誤った道を、勤勉に、そして着実に進むのです。（注13）

相反する二つのことが同時に起こる。時期が違えば当たり前前に起こる。ひとつは9条を無（な）みする方向に。ひとつは9条を守り、生かす方向に。しかし、実はここで起こっているのは情勢認識の正否にかかわる問題ではなく、あくまでも憲法の10章「最高法規」、すなわち97条（永久の権利としての基本的人権）、98条（最高法規）、99条（尊重・擁護の義務）にかかわる問題であって、戦争の違法化と、戦争の合法化のいずれが憲法の精神に合致しているのかということが問われているはずなのです。それを「愛国心があるのか」、「邦人を輸送する米艦船を守らなくてよいのか」と感情的に叫ぶような、ましてや特定の国の名前をあげて、「国家存立の危機」をあおるような、扇情・扇動の場にもちこませてはいけません。

## 8、市民的自由と生きる権利の実践

戦争に対して戦争をしないで抵抗すること

「戦争は殺人、殺し合いです。いかに多くの人を殺すかを競い合うということです。それも、殺されるのは圧倒的に民間人です。ベトナム戦争で犠牲になった政府軍兵士は22万人強、米兵が5万8000人強ですが、ベトナムの民間人は約200万人が亡くなったと言われています。沖縄戦も県外日本兵の犠牲が6万5000人強に対し、民間人は9万5000人くらいが亡くなっている。軍属として徴用された老人・少年を加えると全部で12万人以上になります。戦争とは、多くの民間人を含めた『殺人』なんです。」

(報道写真家・石川文洋氏談)

2015年6月18日、日本弁護士連合会は「安全保障法附法案に対する意見書」を提出。法案を「1 我が国に対する武力攻撃がないにもかかわらず、『存立危機事態』において集団的自衛権に基づいて他国とともに武力を行使しようとするものであること」、「2 『重要影響事態』及び『国際平和共同対処事態』において、武力の行使を行う外国軍隊への支援活動等を、戦闘行為の現場以外の場所ならば行えるものとする等、海外での武力の行使に至る危険性の高いものであること」、「3 国際平和協力業務における安全確保業務やいわゆる駆け付け警護、さらには在外邦人の救出活動において、任務遂行のための武器使用を可能なものとする等、海外での武力の行使に至る危険性の高いものであること」とし、「憲法が予定する安全保障の指針とは正反対に、武力を行使する国、戦争をする国へと国の在り方を根本的に変えてしまうものである」と政府の姿勢を批判しました。

自衛隊員はその前身である警察予備隊が発足した1950年以降、戦闘による殉職者を出していませんが、安倍首相は任務の変更による「再宣誓」の必要性を認めぬまま、この法案が自衛隊員のリスクを高めることになるという懸念と批判を抑えようとして、「これまでに1,800人が殉職している」と、平時の、それも主として訓練・輸送など公務中の事故や病気、自殺などによるものも含めた殉職者の数を示したのです。(注14) その意図と効果のほどは不明ですが、「これまでに犠牲はあったのであり、今回の法制でリスクは増えることはない」、「自衛隊員は自ら志願し、危険を顧みず、職務を完遂することを宣誓したプロフェッショナル」であり、「日々高度の専門知識を養い、.. 厳しい訓練を繰り返し...」これからも「危険な任務遂行のリスクを可能な限り軽減」していくのだと紅潮して話す安倍首相に、わたしたちはむしろ「戦場のリアルな欠如」と「戦場の幻想の昂揚」を見なければなりません。(注15)

それは「そこには大地や海や空のように果てしない夢が広がっています」(AKB48のメンバーの自衛官募集CM)とか、「自分が好きになる」「今どきの萌える就職先」「誰かを守る自分はじめよう」(イメージキャラクターのポスター)といった甘美な言葉で若者を「戦場(=職場?)」へ誘ったり、「戦争死(戦闘や戦場で死ぬとは限らない)」を「尊い犠牲」などと語ることと通底し、空虚なヒロイズムが戦争のリアリティとは無関係なところで作り出され、それゆえに広がりやすいということをわたしたちに教えてくれます(「尊い犠牲」という言葉の戦争プロパガンダの本質は、これが戦争に抗した人々や、治安維持法の犠牲者を追悼したり、その名誉回復のために使われることがないことをみれば分かります)。

「勝者なき戦争」の著者イアン・J・ピッカートンは次のように述べています。「戦闘が終了して四半世紀、戦争がもたらした恩恵といわれるものが少しずつ失われ、勝者と敗者の区別がほとんどつかなくなったときに、なぜ、そもそもその戦争は開始されなければならなかったのかを問うことは価値のあることである。死と破壊をもたらす以外に達成したこととは何だろうか?」と。しかも予測しなかったこと、起こるはずのないことが次々に起こるのが戦争であって、戦闘員同士による戦闘も、国境線の存在する戦場も、すでにリアリティを失っているのが今の戦争の現実なのです。

安全保障関連法が成立したことによって、海外での武力行使が現実のものとなり、自衛隊および隊員は戦闘のあらゆる局面において、その武器使用が任務遂行型か自己保全身型か、あるいはその殺傷が交戦権の行使によるものか、自衛権の行使によるものか、という極めて困難な判断を求められ、その結果の責任を問われることとなります。しかしそれよりも、いやなによりも、「自分の手で」「無辜の市民を」「殺傷する」という人間の極限状況におかれることになるのです。しかし政府の関心は自衛権行使を擁護・確保することにあつて、「(自衛権の)行使として相手国兵力の殺傷及び破壊等を行うことは、交戦権の行使として相手国兵力の殺傷及び破壊等を行うことは別の観念のもの」(1985.9.27「政府答弁書」)、「わが国が自衛権の行使として相手国兵力の殺傷と破壊を行う場合、外見上は同じ殺傷と破壊であっても、それは交戦権の行使とは別の観念のもの」(2014「防衛白書」)だとして、あくまでも国際法で禁止され、したがって参加するはずのない「戦争」での死者はそこには存在しないことになるのです。まったくもって不当なことですが、わたしたちはN. チョムスキーの言葉を借りれば、「議論がすべて信仰の中で行われている」ような、G. オーウェルの造語を借りれば「ニュースピーク(新語法)」、「二重思考(ダブルシンク)」をスタンダードとするような、不快な世界のなか

にいます（「WAR IS PEACE . FREEDOM IS SLAVERY . IGNORANCE IS STRENGTH .」）。

しかし、あまりにも明らかですが、「戦争は人を殺すこと」なのです。（注16）だからそれはすでに悪であって、国際法の範囲内である限り罪に問われないというのは、むしろあと付けの正当化にすぎません。戦場において、かつ武装した相手との戦闘状態であったとしても、人殺しを正当化するような理由を見つけるのは難しく、個人の内面においても、社会的合意においても、倫理問題を超えるのは容易ではありません。罪と刑罰の問題は同じではないからです。実際に起これば不条理極まりないのが戦争で、そのことが人間に及ぼす影響は計り知れません。しかも、国際法がそれを禁じていても、戦争で殺されるのは、その大半が武装しない一般の市民なのです。

ジュネーブ議定書（「国際的武力紛争の犠牲者の保護に関し、1949年8月12日のジュネーブ諸条約に追加される議定書（第一追加議定書）」1977）（注17）が無差別攻撃を禁止しつつも、「予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷又はこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測される攻撃」（第51条 文民たる住民の保護 第5項）という比例原則を用いざるをえないように、戦争はもはや、戦闘員でない市民に対して行われる残虐行為でしかありませんし、それを米軍が空爆にともなう市民の犠牲に対して使った「付随的損失」（文民の殺傷）とか「付随的損害」（民用物の損傷）という言葉でごまかすことはできません。「テロとのたたかい」は「テロ同士のたたかい」でしかないのです。ハワード・ジンは次のように言っています。「『正義の戦争』というのは内的矛盾を含んだ言葉です。戦争は本質的に不正なものですから、現在の私たちにとって最大のチャレンジは、大量の人間を殺すことなく、どうやって悪、独裁政治、抑圧に立ち向かうか、ということです」と（『テロリズムと戦争』2002）。

だから、戦争は起こさないほうがいい。起こったらどうふるまうかなどというのは、設問として意味をなさないのです。わたしたちは「平時」を生きて、それを長く持続させる知恵と努力を大切にすべきなのです。そして戦争に対して戦争をしないで抵抗する。それは戦争が制限・抑圧するわたしたちの自由と権利を守ること、たとえば集会、デモ、ストライキといった大衆的な不服従を平時（ときに戦時）において不断に行うこと、すなわち「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならぬ」とする憲法12条を実践することにおいてあります。そしてそれは戦時（平時はもとより）における市民的不服従（良心的兵役拒否などの抵抗権行使）を、自衛隊員とその家族を含む、市民の普遍的な人権である「良心の自由」、「平和に生きる権利」、「平和に対する権利」（国家の自衛権などではなく）として、すなわち「非戦の権利」として「切れ目なく」保障させるたたかいでもあるのです（「イラク派兵差止第3次訴訟（岡山地裁判決2009.2.24）」は「名古屋高裁判決」（「本稿「上」注5）からさらに踏み込んで「徴兵拒絶権、良心的兵役拒絶権、軍需労働拒絶権等の自由権的基本権」に不法行為法における被侵害法益としての的確性を認めています）（注18）。

そして、「非戦の権利」に関連して、「沖縄が軍隊を立てての国家秩序の闘ぎ合いの前線になるのではなく、あそこから別の関係、しかも非武装の関係をつくってゆくという、そういう可能性を今沖縄は見せているのだ」（「戦争の現在を問う」2015）という西谷修氏の指摘は運動の具体を示すものであり、イアン・J・ピッカートンの主張とあわせてきわめて示唆的です。

## 9、教師の名において—わたしたちの固有の権利について

「戦争をする国で教師であること」にどう向き合うべきか。

わたしたち教師は、そのあやまちの記憶において「教え子をふたたび戦場に送らない」という誰も奪うことの出来ない固有の権利を持っています。そして自民党改憲草案が削除する97条の条文を借りて言えば、「この権利は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の 教員 に対し、侵すことのできない永久の権利として信託され」たものなのです。

なぜなら、「わたしの手は血まみれで、教え子を縊ったその綱の端をもって来た。そしてそれを償うべきはない。けれど、もう、わたしたちはそれに加担しない。そして、決してふたたび教え子を戦場に送らない。わたしたちは国家の名において何びとも奪われはしないし、殺させはしない」という誓いを「われら」と名のつたひとたちから受け継いだからです。（注19）

教育は、その最初の学年から、人権および基本的自由に対する深い尊敬をうえつけることを目的とすると

同時に、人間個性の全面的発達および共同社会の精神的、道徳的、社会的、文化的ならびに経済的な発展を目的とするものでなければならぬ。これらの諸価値の範囲の中でもっとも重要なものは、教育が平和の為に貢献することおよびすべての国民の間の、そして人種的、宗教的集団相互の間の理解と寛容と友情にたいして貢献することである。

ILO・UNESCOの『教員の地位に関する勧告』（1966年採択）は「教育の指導原則」をこのように定めています。そしてわたしたち教員は「積極的平和」に貢献することを求められ、それによってわたしたちの教師としての実存が保障されているのです。そして、同年に採択された「国際人権規約」（「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」）日本政府は1979年の無償教育の漸進的導入についての留保を2013年撤回し、完全批准した）の13条も同様に、教育が「積極的平和」に貢献するものであり、無償教育がその理念に通じ、かつ目的の達成に不可欠な要件であることを明確に述べています。そして、この普遍的理念はコフィ・アナン前国連事務総長によって9・11後の世界に向かって強く呼びかけられたのでした。

他の多くの不合理な態度と同様、不寛容はしばしば恐怖に根ざしています。未知のもの、自分と違うもの、他者に対する恐怖です。このような恐怖の根元には、無知と教育の欠如があります。そこから偏見、憎しみ、差別が育つのです。……教育自体が不寛容のウイルスに冒されてはなりません。教育は、人々に自分たちの権利と自由が何であるか、どのように尊重されるべきかを教え、また他人が権利と自由を謳歌することを守りたいという望みを抱かせるようにするものでなければなりません。

……寛容を推し進めようとするいかなる努力も、その中心に人と人、異なる文化、民族の間の開かれた対話が必要です。対話なくしては、文化的多様性は脅かされます。対話なくしては、社会のつながりそのものが危機に瀕します。対話なくして平和はありません。（2002.11.16 国際寛容デーに寄せて）

わたしたちはこのような祈りともいべきメッセージが、どれほど悲惨な現実から生まれたのか、ということを知らなければなりません。それは9条が求められて生まれたということ。そして希望そのものだったという記憶につながっていくからです。

未来からの贈りものは「9条が存在する以前の世界に何が起こったか、よく見てみなさい」と語りかけます。……この大破壊と大混乱の中からもっとも美しい原則が現われたわけです。それが9条です。国権の発動としての戦争の放棄でした。（ダグラス・ラミス）

10、「人間の権力に対するたたかい、忘却に対する記憶のたたかいである。」  
（ミラン・クンデラ『笑いと忘却の書』1979）

暗い電気のしたで、小さな小さな口に綿に含ませた水を飲ませた夜を、ぼくはわすれられません。泣きもせず、弟はしずかに息をひきとりました。/母とぼくに見守られて、弟は死にました。病名はありません。栄養失調です……。/死んだ弟をおんぶして、ぼくは片手にヤカン、そして片手にヒロユキの身のまわりのものをいれた小さなふるしき包みをもって、家に帰りました。/白いかわいた一本道を、三人で山の村にむかって歩き続けました。母がときどきヒロユキの顔にとんでくるハエを手ではらいながら、いいました。/ヒロユキはしあわせだった。母と兄とお医者さん、看護婦さんにみとられて死んだのだから。空襲の爆撃で死ねば、みんなバラバラで死ぬから、もっとかわいそうだった。/家では祖母と妹が、泣いてまっています。/部屋を貸して下さっていた農家のおじいさんが、杉板をけずって小さな小さな棺をつくって下さいました。弟はその小さな棺に、母とぼくの手でねかされました。小さな弟でしたが、棺が小さすぎてはいりませんでした。/母が、大きくなっていたんだね、とヒロユキのひざをまげて棺に入れました。そのとき、母ははじめて泣きました。/父は、戦争にいつすぐ生まれたヒロユキの顔を、とうとう見ないままでした。/弟が死んで九日後の八月六日に、ヒロシマに原子爆弾がおとされました。その三日後にナガサキに――。/そして六日たった一九四五年八月十五日に戦争は終わりました。/ぼくはひもじかったことと、

弟の死は一生わすれません。 (米倉斉加年『おとなになれなかった、弟たちに…』一部省略)

村の大人たちは、私ら子供に向けて話すとき、あまり真面目に話さないのに、この憲法を書いた人は真面目に書いている。悲しそうな感じがするくらい真面目に書いている、と思うようになりました。 / 『希求』という言葉を使っているのが、お母さん、真面目で、それがいいと思います。」とも言いましたら、母が「私も、そう思う」と言った。 / 私は、「どうして、この悲しいと思うほど真面目な感じで、この大人は書いたんでしょう?」と聞いてみたらね、こういう答えだった。 / 「きっとご家族の方が戦場に行つてか、空襲かで亡くなられたんじゃないか。自分のご家族の誰かが亡くなって悲しい気がしてられる。悲しいと感じる人は真面目に書くんだった…」 (大江健三郎「九条を文学の言葉として」より)

大江少年の記憶のなかで、憲法でも教育基本法でも、「われら」と名のつた人たちはすべて、戦争による無数の死者たちの思い出とともにあった人たちであり、その不当な死への悲しみが強烈な倫理感となっているのだと話されています。それは、憲法が作られた立法事実の中に、またその記憶の中にわたしたちの平和的生存権の根拠があることを示しているのです。米倉斉加年さん(1934-2014)もその著書のあとがきに「私の弟が死んだ太平洋戦争は、日本がはじめた戦争なのです。そして朝鮮、韓国、中国、東南アジアの国々、南方諸島の人たちをどんなに苦しめ悲しませたことでしょう。それは私たちが苦しみ悲しんだ以上のものです。そのことを私たちはわすれてはならないと思います。そのことをわすれて、私たちの平和は守られないでしょう。」と書いておられます。ひもじさから弟のミルクを飲んでしまった罪の記憶とともに、米倉さんにとって戦争とは「死んだ弟のひざをまげて小さな棺に納めること」だったのです。

こういう一人ひとりの固有の記憶の、一つひとつを語り、聞き取り、伝えていくこと。それがわたしたちの歴史のつくりかただということを忘れてはいけません。「記憶する」ことは、「権力に対するたたかい」であり、「忘却」という「暴力」に抗してこそ、わたしたちは歴史をみずからのものとする権利をもつのです。それは「学び」という寛容を広げ、偏見・憎しみ・差別を排する勇気を獲得する行為を通して実現されていきます。そしてここにわたしたち教師が拠って立つところがあるのです。そして無数にある人びとの物語に誠実に向き合い、一人ひとりがほんとうに幸福に生きることのできる国をつくらなければならないのです。

しかし、「国家」というものには疑いを持ったほうがよいかもしれません。ある人がこう言いました。現に生きている人が生まれてくるためには国家が必要だったとしても、これからの人間が個人としても、集団としても、国家を必要とするかどうかということはぜんぜん別の問題なのだ。圧倒的多数の人々の反対にもかかわらず、政府は憲法への重大な侵害を犯しました。そのことで明らかになったのは、「国家は、その国家に代わるものを抑圧しているに過ぎない」(J. ホロウエイ「権力を取らずに世界を変える」)ということなのです。そして抑圧されているのは、社会的な自己決定へ向かって動いていく力、つまりわたしたちの「主権」にほかなりません。SEALDs (Students Emergency Action for Liberal Democracy-s、「自由と民主主義のための学生緊急行動」)から発せられた「民主主義ってなんだ?」「コレだ!!」のコールはこのことを象徴的に表していますが、それは、国家がなく、「国民の主権」がなくとも、それでもわたしたちには「人民としての主権」があるということ、そしてわたしたちはその主権において「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、この憲法を確定する」ということの再表明、つまり新たな時代の「われら」という名のりのポリフォニーであるように思うのです。

ハワード・ジンの先ほどの講演の終わりの言葉を紹介しましょう。

悲観は禁物です。斜に構えず自分たちの力を信じましょう。私たちは無力ではない。歴史を見れば人々は無力感の末に団結し、決してあきらめず、社会運動に発展させたのです。奴隷廃止あるいは黒人運動。ベトナム反戦や女性運動は何も持たない少人数から始まり、国を動かすほどになりました。根気よく続けるしかありません。現状をがまんする根気ではなく、小さな積み重ねを信じつづける根気です。小さな力が集まれば国を動かす力になる。歴史が証明しています。悲嘆にくれながらもあきらめず、ひたすら続けたのちに重要なことが起きたのです。

最後にもう一つ。もし何かのグループに入れば、男女平等や人種差別、移民の権利、環境、反戦、どんな目的のグループ、どんな小さなアクションでもやってみればきっと気分がよくなります。自己満足のためではなく、人々と一緒に大きな社会問題のために働くと人生もより面白く、得るものも多くなりますよ。

- 11、なえぎはまいとしすこしずつおおきくなっていく。そしたらみんなにいうんだ。  
「この木、ぼくがうえたんだよ。」って。  
そうすればみんなも、いえにかえて、じぶんの木をうえるよ。  
（「木はいいなあ」文：ジャンス・メイ・ユードリィ / 絵：マーク・シーメント）

戦争をする国で教師であることをわたしたちはいやでも考えなければならなくなりました。

それは、戦争が教育の力にまつべきものであったあの歴史が繰り返されるかもしれない時代に、わたしたちが向き合い、そしてふたたび教育の力にまつべき平和を切り開くべき厳しい局面に立っているということです。

2006年、第一次安倍内閣は「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行なわれるべきもの」であり、「日本国憲法の理想の実現は根本において教育の力にまつ」とされた、この二つともを「教育基本法」から奪い去りました。

しかし、それは言葉が奪われたにすぎません。わたしたちは依然として子どもたちとともにあるのです。それがいかに困難な営みであろうとも、そこに憲法の理念があることを、だれも、どんな力も否定することはできないのです。

子どもがいて、そのそばに教師がいるということ。それがすでに憲法の実践なのだということに、あらためて確信を持ちましょう。そして子どもたちとともに、国家というものに向き合う「個人」として、さわやかな覚悟と、たおれようとしてたおれないしなやかさを、わたしたちは持っています。

思うに、わたしたちは憲法が育てた野菜を食べ、憲法が作った空気を吸い、水を飲んで生きているのです。それは、憲法を耕し、平和の種をまき、その収穫を分け合って生きることです。人に対しても、自然に対しても負荷をかけることなく生きていくこと、そしてあらゆるものの平穏な生存が保障されるような、「憲法循環型社会」をつくること。そしてそのような社会をわたしたちの永遠の子どもたちに受け渡していくこと。

それをわたしたちが生きることと、その意味の中心におきましょう。なぜなら、それが憲法とともにある人間の大きな約束だからなのです。

注1) 2005年1月に日本経団連は『わが国の基本問題を考える～これからの日本を展望して～』を発表し、その「第1章 憲法について」で憲法9条の改正、自衛権確保のための自衛隊の役割の明確化、集団的自衛権の行使を憲法上明確にすることなどを求め、そのための憲法改正手続きを進めるために国民投票法を早期に成立させることが必要としているが、その中で「国民の義務と権利」について、以下のように述べていて、「国家による国民の育成」という色彩が濃い。

#### 「国民の権利と義務」

国民の価値観の多様化や個人の権利・自由の拡大につれて、国民の間では、責任を伴う個人主義でなく、無責任な利己主義が蔓延しつつある。また、個人自らが社会に対して主体的に関与し、「公（おおやけ）」を担う気概が失われている傾向もある。

憲法上、権利や自由については個別の規定が設けられているが、義務に関しては、教育の義務（第26条）、勤労の義務（第27条）、納税の義務（第30条）のほかは、公共の福祉とのかかわりの中で付随的に言及されているにとどまる。

一方、国民の権利や自由と公共の関係を律する規範としては、現行憲法第12条において、憲法によって国民に保障されている自由および権利が濫用されてはならないこと、そして、国民は、「常に公共の福祉のためにこれを利用する『責任』を負ふ」と規定されている。また、同じく第13条において、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、『公共の福祉に反しない限り』、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定されている通り、国民の権利も絶対的なものではなく、公共の福祉に反しない範囲、という一定の限定が課されている。さらに、財産権については第29条において、「公共の福祉に適合するやうに」法律で財産権の内容を定めることになっており、私有財産も、正当な補償の下で公共の用に供されることが定められている。しかし、実態としては、例えば、国とし

て必要な様々な公共プロジェクト推進に際して、私権との調整に手間取り、公共の利益の実現に支障をきたしている例もある。

個人の権利、自由が最大限確保されなければならないことは言うまでもないが、戦後の日本社会においては、行政や教育において、権利や自由に重きが置かれすぎてきた側面は否めない。国家が個人の集合体である以上、権利と義務、自由と責任は表裏一体をなすものであることについて、再確認する必要がある。」(日本経団連『わが国の基本問題を考える～これからの日本を展望して～』2005.1)

注2)「不適切」授業は指導 文科相、集団的自衛権で見解(2014年7月16日 琉球新報)

「下村博文文部科学相は15日の参院予算委員会で、政府が閣議決定した集団的自衛権の行使容認について学校現場で不適切な解説があった場合には、教育委員会を通じて指導する意向を示した。

県内の中学校の授業で生徒に「誤解」を与える教師の言動があったと指摘する島尻安伊子氏(自民)の質問に答弁した。ただ、『誤解』を与えるとした発言内容について、島尻氏は琉球新報社の取材に対し、「本人から確認していないので、差し控えたい」とし、根拠を明らかにしなかった。(中略)

同委員会で、下村氏は「詳細が分からないため、現時点で具体的な判断は差し控えたい」とした上で、『仮に個人的な考え方や一方的な主義主張による不適切な事案であれば、文科省としても必要に応じて教育委員会を通じ指導し、学習指導要領に基づく適切な教育が行われるよう取り組む』と述べた。(以下省略)

このような「政治的中立」を根拠にした教育現場への介入は「日の丸、君が代の強制」、「保守系教科書採択圧力」に加えて、「主権者教育」(18歳選挙権年齢、H27.6.17成立、H28.6.19施行)についても露骨さを強めているが、自民党は政治的中立を逸脱した公立高校教員に罰則を科す法改正を安倍首相に提言、さらにその対象を私立にも広げる動きを見せている(朝日新聞2015.8.19、21朝刊)。なお、この政治的中立の根拠法は言うまでもなく「教育基本法」だが、第1次安倍内閣による改正(2006年)によってもその第14条2項は「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と、旧法8条2項の文言のまま残されており、そこに政治的な意図が見えてくる。ただし、その1項は「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」とあって、「良識ある公民として必要な政治的教養」が憲法に基づき、保障されるべき権利として教育の獲得目標であることを「改正」後も示しており、集団的自衛権をめぐる「指導」の内容によっては違憲性が問われることになるだろう。

また、教科書採択への政治圧力について、朝日新聞は社説(2015.8.23)で次のように述べている。

「自民と教科書 政治は採択に関わるな

来春から中学校で使われる教科書の採択が、各自治体で進んでいる。そんななか、自民党の議員連盟が社会科の各社の教科書を比べるパンフレットをつくり、全国の地方議員あてに配った。/ 議会での質問などを通じて教育委員会にはたらきかけ、保守色の強い教科書を選んでもらうのが狙いだという。/ 採択はあくまでも教委の権限で行うものだ。我が街の子どもや学校にふさわしい教科書は何か、教育の観点から議論して選ぶことになっている。/ 各社の教科書をどう受け止めるかは、政党の自由である。/ だが、政党が自らの主張に近い教科書を選ぶよう、はたらきかける行為は慎むべきだ。/ 地方議員は教育委員の人事に同意を与える存在だ。行為が圧力と受け止められないよう自重してほしい。教委が本分を果たせるよう見守ってもらいたい。/ パンフレットには、たしかに特定の社を推薦する明確な表現はない。/ だが、取り上げた論点は、安倍政権が重視する国旗・国歌、集団的自衛権、憲法改正や、自民党がこれまで「自虐的な記述がある」などと指摘してきた南京事件、慰安婦などだ。/ たとえば国旗・国歌では、保守色の強い教科書について「特集ページで詳しく記述」など好意的に紹介。それ以外の教科書は、拉致問題で「索引に載っていない教科書がある」など否定的に評している。/ 教科書は、政党の主張を教え込む道具ではない。/ 教育委員は、議会で質問されても、1人の意見として参考にしつつ独自に判断してほしい。/ 教育委員会の制度改革で、各自治体ではこの春から首長が「総合教育会議」を設け、教委と協議することになっている。/ 文部科学省は教科書採択について、この会議の議題にすべきではないとした。教科書採択は政治的中立性が強く求められると考えているからだ。/ 自民党は、教科書で政府見解があるものは取り上げるよう検定のルールの変更を提言し、実現させた。/ 18歳選挙権に合わせ、政治的中立を逸脱した高校教員に罰則を科す法改正を安倍首相に提案してもいる。/ 政治が教育現場に踏み込む一連の動きは、いだけない。/ 各地の採択は月末まで続く。/ 自民党のパンフレットの題は「より良い教科書を子供たちに届けるために」。/ そのために政党や議員は何をすべきで、何をすべきではないか。改めて考えてもらいたい。」

注3)「ドイツ刑法 130条(民衆扇動罪)」

1. 一部住民への憎悪を煽り、あるいはその人たちに対する暴力的または専断的処置を促すこと。
  2. 一部住民を侮辱し、悪意をもって軽蔑し、あるいは中傷することで他者の人間の尊厳を攻撃すること。
- 2項 一部住民、あるいは民族的・人種的・宗教的な、またはその民族性に規定された集団に対する憎悪を煽り、彼らへの暴力的または専断的処置を促すか、一部住民あるいは上に述べた集団を侮辱し、悪意をもって軽蔑し、あるいは中傷することにより、他者の人間の尊厳を攻撃する文書を準備・配布した者は、3年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
- 3項 ナチ支配のもとで行われた、国際刑典第6条第1項に示された行為を、公共の平和を乱す形で、公然とまたは集会において容認し、または事実を否定・無害化した者は、5年以下の自由刑または罰金刑に処せられる。
- 4項 公然とまたは集会において、ナチズムの暴力・専制支配を容認・賛美・正当化することにより、犠牲者の尊厳を傷つける方法で公共の平和を乱す者は、3年以下の自由刑または罰金刑に処する。

\*なお、国際刑典第6条第1項(ジェノサイド)は「国民的、人種的、宗教的または民族的な集団の、全体または一部をそれ自体として破壊する意図をもって、その成員を殺害し、心身に重い危害を加え、身体的破壊をもたらす生活条件のもとに置き、その集団内での出生を妨げ、または子どもを他の集団に強制的に移す者は、終身の自由刑に処する。」というものである。

注4)「昭和国民礼法要項 第七章 軍旗・軍艦旗・国旗・国歌・万歳」(澤藤統一郎HP「憲法日記」より引用)

- 一、 軍旗、軍艦旗に対しては敬礼を行う。
- 二、 国旗は常に尊重し、その取り扱いを丁重にする。汚損したり、地に落としたりしてはならない。
- 三、 国旗は祝祭日その他、公の意味ある場合にのみ掲揚し、私事には掲揚しない。特別の場合の外、夜間には掲揚しない。
- 四、 国旗はその尊厳を保つに足るべき場所に、なるべく高く掲揚する。門口には単旗を本体とし右側(外から向かって左)に掲揚する。二旗を掲げる場合は、左右に並列する。室内では旗竿を用いなくて、上座の壁面に掲げてよい。
- 五、 外国の国旗と共に掲揚する場合は、我が国旗を右(外から見て左)とする。旗竿を交叉する場合、我が国旗の旗竿を前にし、その本を左方(門外から見て右)とする。二カ国以上の国旗と共に掲揚する場合は我が国旗を中央とする。
- 六、 旗布の上端は旗竿の頭に達せしめ、竿頭に球などのある場合は、これに密接せしめる。
- 七、 団体で国旗の掲揚を行う場合は、旗竿に面して整列し、国旗を掲揚し終わるまで、これに注目して敬意を表す。国旗を下ろす場合もこれに準ずる。
- 八、 甲意を表すために国旗を掲げる場合は、旗竿の上部に、旗布に接して黒色の布片をつける。球はこれを黒布で覆う。また竿頭からおよそ旗竿の半ばに、もしくはおよそ旗布の縦幅だけ下げた甲意を表すこともある。
- 九、 国歌を歌うときは、姿勢を正し、真心から寶祚の無窮(皇位の永遠)を寿ぎ奉る。国歌を聴くときは、前と同様に謹厳な態度をとる。
- 十、 外国の国旗および国歌に対しても敬意を表す。
- 十一、 天皇陛下の万歳を奉唱するには、その場合における適当な人の発声により、左の例に従って三唱する。  
天皇陛下万歳 唱和(万歳) 万歳 唱和(万歳) 万歳 唱和(万歳)
- 十二、 万歳奉唱にあたっては、姿勢を正して脱帽し両手を高く上げて、力強く発声、唱和する。最も厳肅なる場合は、全然手を上げないこともある。

注5)1967年佐藤首相が国会で答弁した「 共産圏諸国、 国連決議による武器禁輸対象国、 国際紛争の当事国またはそのおそれのある国には武器輸出を認めない」とする「武器輸出3原則」(1976年三木首相が国会答弁した 憲法の精神にのっとり武器の輸出を慎む、 武器製造関連設備については武器に準じて取り扱うとする2原則を加えて「5原則」ともいう)を緩和・撤廃するもの、「 紛争当事国などに該当しない、 我が国の安全保障に資すると判断できる、 目的外使用や第三国移転をしないと相手国が約束した場合に、 武器を輸出したり、 国際共同開発に参加したり

できる」とした。2004年に経団連から宇宙平和利用原則とともに、その見直しを求められていた。

注6)「日本国憲法は戦争を放棄し、戦力の保持を禁止するため、国の防衛作用を全く想定せず、従ってこれに関する規定を置いていない」(杉原敏正『防衛法』1958)

しかし、保安隊(警察予備隊1950年から保安隊1952年)が自衛隊になる1954年の交戦権をめぐる「第19回国会 外務・内閣・大蔵連合委員会」(4.23)での内閣法制局長の答弁は以下のように変化している。

「矢嶋三義(社会党) 昨日緒方副総理と佐藤法制局長官は、内閣が変われば憲法解釈というものは変つてよしいのだ、憲法制定当時は自衛戦争を否定しておつたが、現在では自衛戦争は憲法の範囲内でできると、こういう木村長官の言明は差支えないのだと、こういうことを昨日答弁されたわけですが、そうだとすれば、今、吉田内閣は、自衛のために戦力は持てない、こういうことを言われておる。ところが改進黨は、自衛のためには戦力は保持できる、こういう立場に立つておる。そうならば、今、吉重会談でも持たれて、そうしてここに第六次ですか、吉田内閣なり或いは重光内閣ができた場合には、その内閣の閣議決定として、自衛力としての戦力は保持できる、こういうような解釈も可能だということになると思うのですが、それによろしいかどうか。木村長官と法制局長官の答弁を求めます。

佐藤達夫内閣法制局長 先ほどお言葉の前提になつておるところを質す意味で繰返しますが、第一点としては、憲法制定の際に政府は自衛戦争までも否定しておつたということでありまして、これは昨晚幾々例証を挙げて申し上げました通りに、自衛戦争は憲法上否定されておらない。併し九条第二項からして、実際の結果として、自衛戦争の形をなすようなことはできません。戦闘状態はでき得るかも知れんけれども、自衛戦争というような、戦争という形のものはできませんでしょうという趣旨のことを答えておるのでありまして、その考え方は、今日吉田内閣においても全然変つておりません。

それから第二点として、内閣が変わればという問題は、全然そういう問題を離れての一般抽象論としての立場になるわけでありまして、そうなりますと、これは内閣が変われば当然のことでありまして、吉田内閣が退陣されて、その後に仮に社会党の内閣ができるということになれば、その社会党内閣が、前の吉田内閣の憲法解釈を踏襲して頂くのは、私どもの信念から言うと正しいことだと思ひますけれども、併しそういうわけに参りますか、参りませんか、それはおのおのその内閣の特殊性を持つておりますから、その内閣の正しいと信ずる憲法解釈をおとりになる、これは当然のことだと思ひます。

矢嶋 あなたは、その前段に、木村長官が昨日自衛戦争は可能だということをお認めのことについて自衛戦争のような形はとらないだろう云々というような少しぼかしたことを言つておられますが、ちよつと憲法の九条のところを開けて下さい。ということは、私はこういうことを言つてるんですよ。国際紛争を解決する手段としては武力の行使はできないが、自衛のためには武力の行使はできるということをお言明されておるわけですね。政府は、でありますと、この憲法九条を見ますと、「国権の発動たる戦争と、これが一つになつているのですね、「戦争と、それから「武力による威嚇又は武力の行使は、と、こういうふうに並列になつておるのです。国文法上.....そうしてこれを国際紛争解決手段としてはこれを放棄するというわけですね。ところが武力の行使は国際紛争を解決する手段でなければよろしいとなれば、この文法上からの条文解釈によれば、国権の発動たる戦争は、国際紛争を解決する手段としてはいかんけれども、自衛のためには、国権の発動たる戦争、これは可能だ、こういうことになるじゃございせんか。それを木村長官が認められた。だからこれは立派に自衛戦争ということになるじゃございせんか。如何ですか。

佐藤 国文的な解釈は全くおっしゃる通りでございます。この戦争といひ、或いは武力の行使といひ、いずれにせよ、国際紛争解決の手段としては放棄しておるといふことは、第一項の示すところであるわけでありまして、それを裏から言えば、国際紛争の解決の手段としてでない場合においては、禁止していない。だから、自衛のための戦争といひ、或は実力行使といひ、第九条第一項から言えば禁止しておらない。当時の金森国務大臣が何度も答えておる通りであります。但し第二項も見て頂かなければなりません。第二項を御覧頂けば、先ず戦力という物的手段、それから交戦権という法的手段、この二つを放棄して否認しておる。従つて、例えば交戦権という場合を考えますと、交戦権があつてこそ、のびのびとした戦争の形ができるわけでありまして、交戦権というものがない以上は、そ

ういう戦争の形というものはできません。併しながら、自衛権があり、自衛権のための実力行使というものができ  
る以上は、勿論相手国との間に交戦状態が、或いは戦闘状態が発生することは、これは当然のことでありませ  
ぬ。それは何ら憲法に禁止しておるところではないのであります。その戦闘状態なるものを常識的に見て、戦争というか、  
或いは戦争以外の実力行使であると言うか、これは見方の問題であります。交戦権がないという建前から言うと、  
本格的な戦争の形はできないことに第二項のほうからなつているという趣旨でありまして何も今の話には矛盾も問  
違ひもないと思っております。

注7)「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書(2014.5.15)からの抜粋

「憲法解釈の変遷と根本原則」

…そもそも、いかなる組織も、その基本的な使命達成のために、自らのアイデンティティを失うことのない範囲で、  
外界の変化に応じて自己変容を遂げていかなければならない。そうできない組織は、衰退せざるを得ないし、やがて  
滅亡に至るかもしれない。国家においても、それは同様である。国家の使命の最大のもは、国民の安全を守ること  
である。その目的のために、外界の変化に対応して、基本ルールの範囲の中で、自己変容を遂げなければならない。  
更に言えば、ある時点の特定の状況の下で示された憲法論が固定化され、安全保障環境の大きな変化にかかわらず、  
その憲法論の下で安全保障政策が硬直化するようでは、憲法論のゆえに国民の安全が害されることになりかねない。  
それは主権者たる国民を守るために国民自身が憲法を制定するという立憲主義の根幹に対する背理である。

「いわゆる『武力行使との一体化』論」

…「武力の行使との一体化」論は、後方支援がいかなる場合に他国による武力の行使と一体化するとみなすのか、  
その判断を誰が行うのか、「戦闘地域」と「非戦闘地域」の区分は何か等、そもそも事態が刻々と変わる活動の現場に  
おいて、観念的には一見精緻に見える議論をもって「武力の行使との一体化」論を適用すること自体、非現実的であり  
極めて困難である。例えば、ミサイル等軍事技術が急速に発達した現下の状況では、どこが「非戦闘地域」かを定  
性的に定義することは現実的でなくなっている。

「武力の行使との一体化」の論理のゆえに、例えば、日米間で想定した事態の検討にも支障があり得るとすれば、  
我が国の安全を確保していくための備えが十分とは言えない。この問題は、日米安全保障条約の運用のみならず国際  
的な平和活動への参加の双方にまたがる問題である。「武力の行使との一体化」論は、憲法上の制約を意識して、新た  
な活動について慎重を期すために厳しく考えたことから出てきた議論である。したがって、国際平和協力活動の経験  
を積んだ今日においては、いわゆる「武力の行使との一体化」論はその役割を終えたものであり、このような考えは  
もはやとらず、政策的妥当性の問題として位置付けるべきである。実際にどのような状況下でどのような後方支援を  
行うかは、内閣として慎重に検討して意思決定すべきものであることは言うまでもない。

「おわりに」

…我が国を取り巻く安全保障環境は、技術の進歩や国境を超える脅威の拡大、国家間のパワーバランスの変化等によ  
って、より一層厳しさを増している。また、日米同盟の深化や地域の安全保障協力枠組みの広がり、国際社会全体  
による対応が必要な事例の増大により、我が国が幅広い分野で一層の役割を担うことが必要となっている。このよう  
に、安全保障環境が顕著な規模と速度で変化している中で、我が国は、我が国の平和と安全を維持し、地域・国際社  
会の平和と安定を実現していく上で、従来の憲法解釈では十分対応できない状況に立ち至っている。

憲法第9条の解釈は長年にわたる議論の積み重ねによって確立したものであって、その変更は許されず、変更する  
必要があるならば、憲法改正による必要があるという意見もある。しかし、本懇談会による憲法解釈の整理は、憲法  
の規定の文理解釈として導き出されるものである。…「(自衛のための)措置は、必要最小限度の範囲にとどまるべき  
である」というこれまでの政府の憲法解釈に立ったとしても、「必要最小限度」の中に個別の自衛権は含まれるが集団的  
自衛権は含まれないとしてきた政府の憲法解釈は、「必要最小限度」について抽象的な法理だけで形式的に線を引こう  
とした点で適当ではなく、「必要最小限度」の中に集団的自衛権の行使も含まれると解すべきである。

…集団的自衛権については、我が国と密接な関係にある外国に対して武力攻撃が行われ、その事態が我が国の安全  
に重大な影響を及ぼす可能性があるときには、我が国が直接攻撃されていない場合でも、その国の明示の要請又は同  
意を得て、必要最小限の実力を行使してこの攻撃の排除に参加し、国際的平和及び安全の維持・回復に貢献すること  
ができることとすべきである。そのような場合に該当するかについては、我が国への直接攻撃に結びつく蓋然性が高  
いか、日米同盟の信頼が著しく傷つきその抑止力が大きく損なわれ得るか、国際秩序そのものが大きく揺らぎ得るか、

国民の生命や権利が著しく害されるか、その他我が国への深刻な影響が及び得るかといった諸点を政府が総合的に勘案しつつ、責任を持って判断すべきである。

…軍事的措置を伴う国連の集団安全保障措置への参加については、我が国が当事国である国際紛争を解決する手段としての「武力の行使」には当たらず、憲法上の制約はないと解すべきである。

…いわゆる「武力の行使との一体化」論は、安全保障上の実務に大きな支障となっており、このような考えはもはやとらず、政策的妥当性の問題と位置付けるべきである。国連 PKO 等や在外国民の保護・救出、国際的な治安協力については、憲法第 9 条の禁ずる「武力の行使」には当たらず、このような活動における駆け付け警護や妨害排除に際しての武器使用に憲法上の制約はないと解すべきである。

…遑ってみれば、そもそも憲法には個別的自衛権や集団的自衛権についての明文の規定はなく、個別的自衛権の行使についても、我が国政府は憲法改正ではなく憲法解釈を整理することによって、認められるとした経緯がある。

…こうした経緯に鑑みれば、必要最小限度の範囲の自衛権の行使には個別的自衛権に加えて集団的自衛権の行使が認められるという判断も、政府が適切な形で新しい解釈を明らかにすることによって可能であり、憲法改正が必要だという指摘は当たらない。また、国連の集団安全保障措置等への我が国の参加についても同様に、政府が適切な形で新しい解釈を明らかにすることによって可能である。

注 8) 「自衛隊のイラク派兵差止等請求事件」の判決文(名古屋高裁確定判決 2008.4.17)は「平和的生存権」について次のように述べている。

### 「3 本件差止請求等の根拠とされる平和的生存権について

憲法前文に「平和のうちに生存する権利」と表現される平和的生存権は、例えば、「戦争と軍備及び戦争準備によって破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存し、また、そのように平和な国と世界をつくり出していくことのできる核時代の自然権の本質をもつ基本的人権である。」などと定義され、控訴人らも「戦争や武力行使をしない日本に生存する権利」、「戦争や軍隊によって他者の生命を奪うことに加担させられない権利」、「他国の民衆への軍事的手段による加害行為と関わることなく、自らの平和的確信に基づいて平和のうちに生きる権利」、「信仰に基づいて平和を希求し、すべての人の幸福を追求し、そのために非戦・非暴力・平和主義に立って生きる権利」などと表現を異にして主張するように、極めて多様で幅の広い権利であるということが出来る。

このような平和的生存権は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ないことからして、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的権利であるということができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したに留まるものではない。法規範性を有するというべき憲法前文が上記のとおり「平和のうちに生存する権利」を明言している上に、憲法 9 条が国の行為の側から客観的制度として戦争放棄や戦力不保持を規定し、さらに、人格権を規定する憲法 13 条をはじめ、憲法第 3 章が個別的な基本的人権を規定していることからすれば、平和的生存権は、憲法上の法的な権利として認められるべきである。そして、この平和的生存権は、局面に応じて自由権的、社会権的又は参政権的な態様をもって表れる複合的な権利ということができ、裁判所に対してその保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求し得るという意味における具体的権利性が肯定される場合があるということが出来る。

例えば、憲法 9 条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法 9 条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には、平和的生存権の主として自由権的な態様の表れとして、裁判所に対し当該違憲行為の差止請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる場合があると解することができ、その限りでは平和的生存権は具体的権利性がある。

なお、「平和」が抽象的概念であることや、平和の到達点及び達成する手段・方法も多岐多様である等を根拠に、平和的生存権の権利性や、具体的権利性の可能性を否定する見解があるが、憲法上の概念はおよそ抽象的なものであって、解釈によってそれが充填されていくものであること、例えば「自由」や「平等」ですら、その達成手段や方法は多岐多様というべきであることからすれば、ひとり平和的生存権のみ、平和概念の抽象性等のためにその法的権利性や具体的権利性の可能性が否定されなければならない理由はないというべきである。」

注 9) アメリカの歴史家、政治学者 1922-2010。『民衆のアメリカ史』の著者として名高い、反戦・平和・人権の運動に長く携わり、1966 年には、ベ平連(「ベトナムに平和を!市民連合」)代表だった小田実氏の誘いで来日し、全国の大学で、米政府とそれに追従する日本政府の戦争政策を批判し、戦争阻止のための市民の連帯を訴えた。

注10) 2015年5月14日に政府は「平和安全法制整備法案」(自衛隊法, 武力攻撃事態対処法, 周辺事態法, 周辺事態船舶検査活動法, 国連平和維持活動協力法など10件の防衛関係法を改正するもの)及び新法である「国際平和支援法案」(いわゆる自衛隊海外派遣恒久法案)を閣議決定し、翌15日国会に提出したが、国会及び委員会の審議は混迷。6月24日までの会期は9月27日まで戦後最長幅の95日間延長された(ただし、95日間という国会延長は通常国会としては最長幅であるとはいえ、1972年の第71特別国会は130日延長されている。あえて通常国会に限定して最長と強調するのは、強行採決を企図しての口実とも考えられる)。しかし法案の違憲性と説明不足を追及する国会内および世論の高まりにもかかわらず、7月15日、政府与党は衆院平和安全法制特別委員会で法案を強行採決、翌16日の衆院本会議で可決したのち、参院に送付した。参院では個々の法案の具体的な審議が行われたが、政府の答弁が二転三転する場面もあり、世論調査は高い水準で法案成立への反対意思を示した(成立前後の世論は、法案への反対は約6割、説明補足とするのは8割と高く、安倍政権の支持率は4割を下回った)が、法案は9月17日の特別委員会に続いて、19日未明に本会議でも強行採決され、可決・成立した。

関連資料1) 集団的自衛権にかかわる憲法解釈の経緯は以下の通りである。

(1) 1960年に新安保条約が締結時期の岸信介首相の国会答弁(参議院予算委員会1960.3.31)。

「集団的自衛権という内容が最も典型的なものは、他国に行ってこれを守るということだが、それに尽きるものではない...。...一切の集団的自衛権を持たないということは言い過ぎだと考えている。」

(2) 林修三法制局長官の答弁(同日の参院外務委員会)

「国連憲章では、集団的自衛権を固有の権利として各独立国に認めている...、成立を図りつつある安保条約においても明記しており、国際法上、集団的、個別的の自衛権を持つことは明らか」、「日本と歴史的あるいは民族的あるいは地理的に密接な関係のある他の外国が武力攻撃を受けた場合に、外国まで出て行って外国を守るということは認められていない...。そういう意味の集団的自衛権は日本の憲法上はない...」、「アメリカが攻撃された場合に、それを援助する意味においてあるいは基地を提供する、あるいは経済的援助をする、...いわゆる武力を行使して米国を守る、米国の本土を守るというようなこと...以外の面において、...アメリカが他国の武力侵略を受けた場合に、これに対して一定の基地等を提供する、あるいは経済的援助をするというようなことは、...集団的自衛権の問題じゃないかと思う...」、「日本を守るために日本が日本の独力で守れない、そういう場合に、アメリカ軍の駐在を求めて、日本が共同で守る。これはわれわれは実は個別的自衛権というもので説明できる...」、「(日本が日本を)アメリカと協同して守る、あるいは日本が単独で守る、これはいずれにしても日本の個別的自衛権の発動と」考えているなどと、現在行われている集団的自衛権行使容認の国会審議に重なる答弁がなされていたのである。

(3) ただし、1960年3月31日の日米安保条約改定の国会審議はこの後質疑打ち切りが強行され、警官隊が導入される中で自民党単独で強行採決された。500万人規模の全国の安保改定阻止運動が続く中、6月15日の国会突入で樺美智子さんが死亡、18日には33万人が国会を包囲したが、19日新安保条約は自然承認された。23日の批准書交換、発効の後、岸首相は退陣を表明。7月15日内閣は総辞職した。

(4) その後「集団的自衛権」については、第1次田中角栄内閣時に参議院決算委員会に提出された下記文書(1972年10月14日「集団的自衛権と憲法との関係に関する政府資料」)をもって政府の公式見解とされてきた。

「憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において『全世界の国民が..平和のうちに生存する権利を有する』ことを確認し、また、第13条において『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、...国政の上で、最大の尊重を必要とする』旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。」しかし「平和主義をその基本原則とする憲法が、...自衛のための措置を無制限に認めているとは解されない...、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるもの」であるから、「その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。」「わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られ...他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法

上許されない...。」

(5) しかし、2008年の福田(康夫)内閣時、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書は、『「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」という文言は、『我が国として国際関係において実力の行使を行うことを一切禁じているように』は見えず、...個別的自衛権はもとより、集団的自衛権の行使や国連の集団安全保障への参加を禁ずるものではない...』とか、また、「憲法第9条第1項が、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使を『国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する』ものであって、個別的・集団的自衛権の行使や国連の集団安全保障への参加を禁ずるもの」でなく、『前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない』という第2項は、第1項の禁じていない個別的・集団的自衛権の行使や国連の集団安全保障への参加のための軍事を保持することまでも禁じたものではない...。』として、集団的自衛権の行使および行使に向けて積極的な姿勢への転換を図ろうとしていた。

(6) これは安倍第1次内閣時に設置された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の第1回会合(2007年5月18日)の冒頭発言(概要)で示された以下の「総理の問題意識」を受けたものであったが、その「意識」は驚くほど、かつ当然に今の安倍首相のそれと同じである。

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の第1回会合の安倍首相冒頭発言(概要)

冷戦は終了したが、北朝鮮の核開発や弾道ミサイルの問題、国際的なテロの問題、世界各地で頻発する地域紛争等により、我が国を取り巻く安全環境はむしろ格段に厳しさを増しており、私は総理大臣としてこのような事態に対処できるよう、より実効的な安全保障体制を構築する責務を負っている。また、世界の平和と安定なくして日本の平和と安定はないのであり、P K O等の国際的な平和活動に我が国が一層積極的に関与していく必要性についても多言を要しないところである。

まず、国民の生命、財産を守るために、日米同盟がより効果的に機能するようにすることがこれまでも増して重要である。同盟国相互の強固な信頼関係なしに同盟関係は成り立たない。私は、この関係では、かねてから申し上げているように、例えば、次の問題意識を有している。

・ 第一に、共同訓練などで公海上において、我が国自衛隊の艦船が米軍の艦船と近くで行動している場合に、米軍の艦船が攻撃されても我が国自衛隊の艦船は何もできないという状況が生じてよいのか。

・ 第二に、同盟国である米国が弾道ミサイルによって甚大な被害を被るようなことがあれば、我が国自身の防衛に深刻な影響を及ぼすことも間違いない。それにもかかわらず、技術的な能力の問題は別として、仮に米国に向かうかもしれない弾道ミサイルをレーダーで捕捉した場合でも、我が国は迎撃できないという状況が生じてよいのか。

次に、P K Oを始めとする国際的な平和活動に我が国が一層積極的に関与していくこととの関係でも、現状には問題がある。日本の要員が同一の国際的な平和活動に参加している他の諸国の要員と同じチームの一員として、共通の基準を踏まえて活動し、緊密に助け合っていかなければ各国の信頼を得ることはできないし、効果的な活動を行うこともできない。私は、このような観点から、次の問題意識を有している。

・ 第一に、国際的な平和活動における武器使用の問題である。例えば、同じP K O等の活動に従事している他国の部隊又は隊員が攻撃を受けている場合に、その部隊又は隊員を救援するため、その場所まで駆けつけて要すれば武器を使用して仲間を助けることは当然可能とされている。我が国の要員だけそれはできないという状況が生じてよいのか。

・ 第二に、同じP K O等の活動に参加している他国の活動を支援するためのいわゆる「後方支援」の問題がある。補給、輸送、医療等、それ自体は武力行使に当たらない活動については、「武力行使と一体化」しないという条件が課されてきた。このような「後方支援」のあり方についてもこれまでどおりでよいのか。

また、この懇談会において検討される際には、冒頭申し上げたとおり、新たな時代状況を踏まえた新たな安全保障政策を構築するに当たって、新しい時代の日本が何を行い、そして何を行わないのか、明確な「歯止め」を国民の皆様にお示しすることが重要だと考える。また、これまでの政府の見解についても念頭に置いていただきたい。

この懇談会においては有識者の皆様方の中で、以上の点を念頭に置きつつも、忌憚のない議論を行って頂き、冒頭申し上げたとおり、国民の安全を守っていくために最良と思われる方向性につき提言していただくことを期待している。

(7)そして、2015年、現下の状況は半世紀前に戻って集団的自衛権行使を容認する憲法解釈が強硬に主張され、それを憲法違反とする研究者への誹謗、言論への封殺発言がなされるなど、政治的不誠実さは極限に達している。祖父と孫の違いはあっても、状況は1960年当時と同じであって、孫が祖父の悲願を受け、かつ第1次内閣時になし得なかった集団的自衛権の行使容認、米国追従の安全保障体制の一層の強化、そして実質的な9条改正を図ろうとしているのである。その意や「孟子」公孫丑編の一節「自反而縮 雖千萬人 吾往矣」(自ら反(かえり)みて縮(なお)くんば、千万人と雖も吾往かん)を座右の銘とする安倍首相にふさわしく、独断的である。

注11)「原発の稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが……極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等を並べて論じるような議論に加わったり、その議論の可否を判断すること自体、法的には許されないことである……。このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である。」(福井地裁「大飯原発3,4号機運転差止請求事件判決要旨」2014.5.21)

この判決について答弁を求められた政府は「訴訟の当事者ではない」「原子力規制委員会により適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める」(林宙紀衆議院議員提出「大飯原発運転差止め訴訟判決に対する政府の見解に関する質問」に対する答弁書2014.6.26)とした。

そして2015年4月14日、福井地裁は高浜原発再稼働差止めの仮処分決定を出した。しかし一方で4月22日、鹿児島地裁は川内原発再稼働差止め請求の仮処分を棄却、当原発は8月11日に再稼働した。東日本大震災後に作られた新規制基準のもとで初の再稼働となり、約2年間に及んだ「原発ゼロ」は終了。安倍政権は今回の審査手続きを「ひな形」として、さらに原発の再稼働を進めていく方針を明らかにしている。

注12)「日米新ガイドライン中間報告」(2014.10.8)は、1997年に改定された現在の指針(平時 日本有事 周辺事態の3分野の事態に応じて米軍との協力事項を定めている)のうち、「周辺事態」を削除することで、「平時から緊急事態までのいかなる段階においても、切れ目のない形で、日本の安全が損なわれることを防ぐための措置をとる」とした。報告には「集団的自衛権」の文言を盛り込まず、「日本と密接な関係にある国に対する武力攻撃が発生し、日本の武力行使が許容される場合の両政府間の協力」としているが、日本および日本周辺という地理的限定の解除は集団的自衛権を容認した閣議決定(2014.7.1)をめぐる国会での審議、さらにその行使に必要な法改正や立法に先んじて、集団的自衛権の行使がすでに米国との間で決定されたことになる。そして2015年4月27日、日米安全保障協議委員会は、この「新ガイドライン」に合意。米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、日米両国が当該武力攻撃への対処行動をとっている他国とも協力することや、集団的自衛権に関しては、自衛隊が、機雷掃海、艦船防護のための護衛作戦、敵に支援を行う船舶活動の阻止及び後方支援を行うこと等を具体的に定めている。また、これまでの「周辺事態」にとどまらず「日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」への対応、及びアジア・太平洋地域を越えたグローバルな地域の平和及び安全のための対応として、自衛隊と米軍が、実行可能な限り最大限協力するとし、後方支援を行うこと等を定めている。「自衛」の範囲を超える自衛隊の活動、「安保条約」を超える安保体制がこれまでの国内法の体系や政府見解の体系を破壊する形で進められている。そして続く4月29日の米国連邦議会上下両院合同会議における安倍総理大臣演説(「希望の同盟へ」)で安倍首相は現在審議中の安全保障関連法案を「この夏までに成就させる」と表明(約束)した。これは、国民主権を担保する代表者による国会(「国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」(憲法41条)とその審議を軽んじるものであり、「普通の国」になるための要件とする「交戦権」回復の根拠である「国家主権」を政府みずから放棄し、国家は国民に優先し、その国家とは政府であるという姿勢を露骨に示していると言えるだろう。

注13)「交戦権」をめぐる詭弁

(1)「憲法第九条第二項の「交戦権」とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であつて、このような意味の交戦権が否認されていると解している。他方、我が国は、国際法上自衛権を有しており、我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することが当然に認められているのであつて、その行使として相手国兵力の殺傷及び破壊等を行うことは、交戦権の行使として相手国兵力の殺傷及び破壊等を行うことは別の観念のものである。」(森清衆議院議員質問主意書に対する答弁書 1985年9月27日)

(2) 憲法第9条第2項では、『国の交戦権は、これを認めない』と規定しているが、ここでいう交戦権とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷と破壊、相手国の領土の占領などの権能を含むものである。一方、自衛権の行使にあたっては、わが国を防衛するための必要最小限度の実力を行使することは当然のこととして認められており、たとえば わが国が自衛権の行使として相手国兵力の殺傷と破壊を行う場合、外見上は同じ殺傷と破壊であっても、それは交戦権の行使とは別の概念のものである。」(2014年「防衛白書」)

注14) 防衛省によると、自衛隊の前身である警察予備隊が発足した1950年以降、殉職者数は2015年3月末現在で1,874人。戦闘で殉職した例はなく、車両や航空機、艦船による訓練など任務中の事故が7割以上を占め、残りは過剰業務による病気などが原因のケースが目立つという。そして、そこには自殺者も含まれ、阿部知子衆議議員(民主)の質問に対する「自衛隊員の自殺、殉職等に関する質問に対する答弁書」(2015年6月5日)によると、01~07年の「テロ対策特措法」に基づく活動に従事し、在職中に自殺した自衛隊員数25人(海上自衛隊員25人、航空自衛隊員0人)であり、イラク特措法に基づく活動に従事し、在職中に自殺した自衛隊員数は29人(陸上自衛隊員が21人、海上自衛隊員0人、航空自衛隊員8人)。同法を引き継ぐ形で成立した「補給支援特措法」に基づく活動に従事し(08~10年にインド洋に派遣)、在職中に自殺した自衛隊員数は、海上自衛隊員が4人。この4人の中には「テロ対策特措法」に基づく活動に従事し、在職中に自殺した海上自衛隊員2人が含まれている。また、その自殺の原因は、病苦0人、借財6人、家庭7人、職務3人、精神疾患等14人、その他5人、不明21人としている。

関連資料1)「安全保障法制の関連11法案の閣議決定後の安倍首相の会見(部分)」

「例えばPKOについて、駆けつけ警護ができるということは、近傍で活動している地域の、例えば子供たちの健康のために、医療活動のために従事している日本のNGOの人たちがいて、その人たちに危険が迫って、自衛隊員の皆さんに救援に来てもらいたいと頼まれて、しっかりとした装備をしている自衛隊員の皆さんが救助に行けなくていいのでしょうか。そういう訓練をしている、まさに自衛隊員の皆さんは、日ごろから日本人の命、幸せな暮らしを守る、この任務のために苦しい訓練も積んでいるわけでありまして。まさにそういう任務をしっかりと、これからも同じように果たしていくものだということでありまして。

そして、今までも自衛隊の皆さんは危険な任務を担ってきているのです。まるで自衛隊員の方々が、今まで殉職した方がおられないかのような思いを持っておられる方がいらっしゃるかもしれませんが、自衛隊発足以来、今までも1,800名の自衛隊員の方々が、様々な任務等で殉職をされておられます。私も総理として慰霊祭に出席をし、御遺族の皆様ともお目にかかっております。こうした殉職者が全く出ない状況は何とか実現したいと思いますし、一人でも少ないほうがいいと思いますが、災害においても危険な任務が伴うのだということは、もっと理解をしていただきたいと、このように思います。

しかし、もとより、今、申し上げましたように、自衛隊が活動する際には、隊員の安全を確保すべきことは当然のことです。今回の法制においても、例えば後方支援を行う場合には、部隊の安全が確保できない場所で活動を行うことはなく、万が一危険が生じた場合には業務を中止し、あるいは退避すべきことなど、明確な仕組みを設けています。

また、自衛隊員は自ら志願し、危険を顧みず、職務を完遂することを宣誓したプロフェッショナルとして誇りを持って仕事に当たっています。日々高度の専門知識を養い、そして、厳しい訓練を繰り返して行うことで、危険な任務遂行のリスクを可能な限り軽減してまいりました。それは今後も変わることがないのだということを申し上げておきたいと思っております。

関連資料2)平成26年度自衛隊殉職隊員追悼式(2014.10.25)での安倍首相の追悼の辞

「平成26年度自衛隊殉職隊員追悼式にあたり、国の存立を担う崇高な任務を遂行中、不幸にして、その職に殉ぜられた自衛隊員の御霊に対し、ここに謹んで、追悼の誠を捧げます。この度、新たに祀られた御霊は、11柱であります。御霊は、それぞれの持ち場において、強い責任感を持って、職務の遂行に、全身全霊を捧げ、自衛隊員としての誇りと使命感を、自らの行為によって示されました。有為な隊員を失ったことは、自衛隊にとって、そして我が国にとって、誠に大きな痛手です。私どもは、このような不幸な事態が、再び起こることのないよう、最善の努力を尽くさなければなりません。御遺族の皆さまの、深い悲しみに思いを致すとき、お慰

めの言葉もありません。御霊は、立派に使命を果たし、この国のために尽くし、大きな足跡を残されました。私たちは、その勇姿と名前を、永遠に心に刻みつけていきます。

これまでに祀られた、1851柱の御霊を前にして、その尊い犠牲を無にすることなく、御遺志を受け継ぎ、国民の命と平和な暮らしを守るため、そして、世界の平和と安定に寄与するため、全力を尽くすことを、ここに、固くお誓いいたします。いま一度、殉職者の御霊の安らかならんことを、そして、御遺族の皆様の御平安と御健勝をお祈り申し上げ、追悼の辞といたします。」

注15) 改正「自衛隊法」(「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」)は現行の第三条一項「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。」および第二項一号「我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動」から「直接侵略及び間接侵略に対し」と「我が国周辺の地域における」を削除する。これによって自衛隊の任務は外国の侵略に対抗する専守防衛から、他国防衛へと大きく変わり、自衛隊員が自衛隊法施行細則第三十九条で求められる「服務の宣誓」(「私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。」)の「我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命」に関わる重大な変更にもなう「再宣誓」が必要になる。

安倍首相は「任務が変わるわけではない」と「再宣誓」の必要なしとしたが、それに対して契約違反とする批判が出ている。1954年に警察の補完組織だった「警察予備隊」(前身は「保安隊」)が「自衛隊」となり、新たに国防を任務とするにあたって隊員に再宣誓を求めたが、そのとき全隊員の6%にあたる約7,300人が宣誓せずに退官している。当時、新聞は「宣誓拒否」と大きく報道した。

#### 関連資料1) 自衛隊員の「服務の宣誓」

「自衛隊法施行規則」((1954年、昭和29年6月30日総理府令第四十号)

#### 第三章 隊員

#### 第四節 服務の宣誓

#### (一般の服務の宣誓)

第三十九条 隊員(自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等及び非常勤の隊員(法第四十四条の五第一に規定する短時間勤務の官職を占める隊員を除く。第四十六条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)となつた者は、次の宣誓文を記載した宣誓書に署名押印して服務の宣誓を行わなければならない。自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等又は非常勤の隊員が隊員となつたとき(法第七十条第三項又は第七十五条の四第三項の規定により予備自衛官又は即応予備自衛官が自衛官になつたときを除く。)も同様とする。

#### 宣 誓

私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。

#### 関連資料2) 「自衛隊法「改正」案で罰則適用拡大 「戦争に行くな」は犯罪」

立命館大学法学部教授(刑法) 本田稔

政府が衆議院で強行採決した安保関連法案は、10の法案から構成される「平和安全法制整備法」と新規法の「国際平和支援法」から成り立っています。分量も多く、専門用語で書かれているため、読みづらいますが、そのうちの自衛隊法「改正」案の違憲性は明白です。政府が衆議院で強行採決した安保関連法案は、10の法案から構成される「平和安全法制整備法」と新規法の「国際平和支援法」から成り立っています。分量も多く、専門

用語で書かれているため、読みづらいですが、そうちの自衛隊法「改正」案の違憲性は明白です。

自衛隊法は、自衛隊の規律を維持し、任務を遂行するために、様々な行為を禁止しています。上官の職務命令に対して多数で共同して反抗し、また現場の指揮官が上層部の職務命令に反して不法に自部隊を指揮する行為。そのような行為を相談・計画し（共謀）そそのかし（教唆）あおる行為（煽動）。これらは、厳しく処罰されます。また、防衛出動命令を受けた際に、勤務条件などに関して国家の代表機関と交渉するために団体を結成したり、現場の指揮官が自部隊を不法に指揮する行為も処罰されます。それを共謀・教唆・煽動した場合も同じです。さらには、サボタージュ（職務懈怠）上官命令への反抗・不服従、その教唆・幫助も処罰されます。

今回の改正は、これらの罰則を国外で行なわれた場合にも適用することを目論んでいます。これまでは、憲法9条のもとで、自衛隊の国外での武力行使だけでなく、戦闘地域における危険な任務遂行も禁止されてきました。しかし、安保関連法案は、存立危機事態において、集団的自衛権行使の名のもとに、自衛隊が米軍と共に武力行使できるようにし、また重要影響事態において、非戦闘地域において米軍へ食料や弾薬などを提供し、後方支援できるようにしています。また、戦闘行為が収束し、停戦合意が成立した後においても、戦乱が継続する地域に自衛隊を派兵し、自衛隊員がその治安維持のために武器の使用ができるようにしています。

自衛隊が米軍と共同して武力行使すれば、相手国の標的にされるのは明白であり、また後方支援と称して、米軍に弾薬を提供するなどすれば、米国の武力行使を補完・強化する兵站と見なされ、相手国からの攻撃対象にならないはずはありません。さらに、停戦合意のもとでの治安維持活動が長期にわたって「殺し、殺される」状況を作り出し、多くの戦死者を出す危険な行動であることは、アフガニスタンでの経験からも明らかです。少しでも躊躇すれば、上官命令の不服従とされ、処罰されます。このまま自衛隊法が「改正」されれば、国外に派遣された自衛隊員は、任務違反を理由に処罰されることなしに、この任務から逃れることはできません。

自衛隊員の家族や友人は、危険な任務に従事するのを引き止めようとするでしょう。しかし、それは許されません。それは職務懈怠の教唆にあたる可能性があるからです。育てた息子、愛する夫・父、恋人を声を出して引き止めることは犯罪であり、安保関連法案では許されないのです。平和運動家は、国内外で戦争の真実を知らせ、また戦闘地域の近くまで赴いて、憲法違反の戦闘行為を止めるよう自衛隊員に呼びかけるでしょう。しかし、それは指揮官に不法な指揮をするよう煽動し、また自衛隊員の士気を弱め、上官の職務命令に従わないよう教唆する犯罪にあたり、厳罰に処せられる可能性があります。

自衛隊の最高司令官である総理大臣は、自衛隊の内部で造反分子が現れていないか、不満分子が団体を結成しようとしていないか、サボタージュや命令違反の動きがないかを監視するでしょう。派兵された自衛隊員は、相互に監視し監視されるなかで、「殺し、殺される」この職務に従事することを余儀なくされます。

憲法18条は、国家が意に反する苦役に国民に従事させることを禁止しています。意に反する苦役を強要する安保関連法案の違憲性は誰の目からも明白です。何としても参議院において廃案に追い込まなければなりません。

「京都市報」第2698号（2015年8月2日（日））

注16) 大西巨人『神聖喜劇』の一節にこうある。

「どっちみち戦争ちゅうもんは、強姦もありや掠奪もありや鬪り殺しもあるで、敵ちゅう敵は殺して殺し上げて、なんでもかんでも取って取り上げるとじゃ。敵と味方とで、そのやり比べぞ。戦地下番の連中にほんとうの話をさせてみる。何も変わったことはしませんでした、ちゅうごたある顔をしとる奴でも、きっと何か変わったことをして来たろうたい。せずに済むもんか。するごとなつとるが、戦争じゃないか。そうとも、それが戦争よ。」

作中人物大前田軍曹をして語らせる戦争の本質は、しかし、「陸軍刑法」(1908年明治41年 1947年(昭和22年)、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く陸軍刑法を廃止する等の政令」により廃止)の「第9章 掠奪及び強姦の罪」では次のとおりに禁じられ、おこりうべからざることだった。しかし、その禁じられているはずの現実がわたしたちを襲うのである。

第86条 戦地又は帝国軍の占領地に於いて住民の財物を掠奪したる者は1年以上の有期懲役に処す

前項の罪を犯すに当り婦女を強姦したるときは無期又は7年以上の懲役に処す

第87条 戦場に於いて戦死者又は戦傷病者の衣服その他の財物を掠奪したる者は1年以上の有期懲役に処す

第89条 前2条の罪を犯す者、人を傷したるときは無期又は7年以上の懲役に処し、死に致したるときは死刑又は無期懲役に処す

第89条の2 戦地又は帝国軍の占領地に於いて婦女を強姦したる者は無期又は1年以上の懲役に処す

前項の罪を犯す者人を傷したるときは無期又は3年以上の懲役に処し死に致したるときは死刑又は無期もしくは7年以上の懲役に処す  
第89条 本章の未遂罪は之を罰す(昭17法35・追加)

注17)「ジュネーヴ諸条約第一追加議定書」(抜粋) 1977年6月8日国連人道法外交会議採択  
(正式名称「国際的武力紛争の犠牲者の保護に関し、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約に追加される議定書(第一追加議定書)」)

#### 第51条 文民たる住民の保護

- 1 文民たる住民及び個々の文民は、軍事行動から生ずる危険からの一般的保護を受ける。この保護を実効的なものとするため、適用される他の国際法の諸規則に追加される2から8までに定める規則は、すべての場合において、遵守する。
- 2 文民たる住民それ自体及び個々の文民は、攻撃の対象としてはならない。文民たる住民の間に恐怖を広めることを主たる目的とする暴力行為又は暴力による威嚇は、禁止する。
- 3 文民は、敵対行為に直接参加していない限り、この部の規定によって与えられる保護を受ける。
- 4 無差別な攻撃は、禁止する。無差別な攻撃とは、次の攻撃であって、それぞれの場合において、軍事目標と文民又は民用物とを区別しないでこれらに打撃を与える性質を有するものをいう。
  - (a) 特定の軍事目標のみを対象としない攻撃
  - (b) 特定の軍事目標のみを対象とすることのできない戦闘の方法及び手段を用いる攻撃
  - (c) この議定書で定める限度を超える影響を及ぼす戦闘の方法及び手段を用いる攻撃
- 5 特に、次の攻撃は、無差別なものと認められる。
  - (a) 都市、町村その他の文民又は民用物の集中している地域に位置する多数の軍事目標であって相互に明確に分離された別個のものを単一の軍事目標とみなす方法及び手段を用いる砲撃又は爆撃による攻撃
  - (b) 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷又はこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測される攻撃
- 6 復讐の手段として文民たる住民又は個々の文民を攻撃することは、禁止する。
- 7 文民たる住民又は個々の文民の所在又は移動は、特定の地点又は区域が軍事行動の対象とならないようにするために、特に、軍事目標を攻撃から掩護し又は軍事行動を掩護し、有利にし若しくは妨げないことを企図して利用してはならない。紛争当事者は、軍事目標を攻撃から掩護し又は軍事行動を掩護することを企図して文民たる住民又は個々の文民の移動を命じてはならない。
- 8 この条に規定する禁止の違反があったときにおいても、紛争当事者は、文民たる住民及び個々の文民に関する法的義務(第五十七条の予防措置をとる義務を含む。)を免除されない。

注18)「自衛隊のイラク派兵差止請求事件」の名古屋地裁判決(2008)が「平和的生存権」に具体的権利性を認め、さらに同請求事件に対する岡山地裁判決(2009)は憲法上の基本的人権として法的規範性を持つゆえに「徴兵拒否権、良心的兵役拒絶権、軍需労働拒絶権等の自由権的基本権として存在し、また、これが具体的に侵害された場合等においては、不法行為法における被侵害法益としての的確性があり、損害賠償請求ができる」としているが、一方で、自民党の改憲草案は新設する「緊急事態」(第九章)で、戦時における人権の制限を行うとしている(「大きな人権を守るために小さな人権を制限」草案Q&A)

#### 関連資料1)岡山地裁判決該当部分

「平和的生存権については、法規範性、裁判規範性を有する国民の基本的人権として承認するべきであり、本件における原告他の主張にかんがみれば、平和的生存権は、すべての基本的人権の基底的権利であり、憲法9条はその制度規定、憲法第3章の各条項はその個人的規定と見ることができ、規範的機能的には、徴兵拒絶権、良心的兵役拒絶権、軍需労働拒絶権等の自由権的基本権として存在し、また、これが具体的に侵害された場合等においては、不法行為法における被侵害法益としての的確性があり、損害賠償請求ができることも認められるというべきである。」

関連資料2) 自民党日本国憲法改正草案「第九章 緊急事態」

第98条(緊急事態の宣言)1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

第99条(緊急事態の宣言の効果)3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

関連資料3)「自民党改憲草案Q&A 増補版」(2013.10)「第九章 緊急事態」について

「後段の基本的人権の尊重規定は、武力攻撃事態対処法の基本理念の規定(同法3条4項後段)をそのまま援用したものです。党内議論の中で、「緊急事態の特殊性を考えれば、この規定は不要ではないか。」「せめて『最大限』の文言は削除してはどうか。」などの意見もありましたが、緊急事態においても基本的人権を最大限尊重することは当然のことであるので、原案のとおりとしました。逆に「緊急事態であっても、基本的人権は制限すべきではない。」との意見もありますが、国民の生命、身体及び財産という大きな人権を守るために、そのため必要な範囲でより小さな人権がやむなく制限されることもあり得るものと考えます。」

関連資料4)「良心的兵役拒否」等について

1987年、国連人権委員会は「兵役に対する良心的兵役拒否」を決議し、「良心的兵役拒否は、宗教的、倫理的、道徳的又は類似の動機から生まれる深い確信を含めて、良心の原理又は理由に由来することを承認し、1良心的兵役拒否は、世界人権宣言及び自由権規約によって承認される思想、良心及び宗教の自由の権利の正当な行使としてみなされるべきことを承認するよう諸国家に呼びかける」として、「兵役の免除」「代替役務の導入」「投獄の差し控え」「公正な法定手続きの確立」を勧告した。日本政府はこれに賛成票を投じており、従って「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)」の第2条が求める「すべての個人に対し」「この規約において認められる権利を実現」するための立法化措置をとるべき義務(と必要な行動)を負っている。

欧米での「良心的兵役拒否」に関する議論や立法化は第2次大戦後のドイツにおいて顕著であって、その「基本法」第1条は「人間の尊厳」は不可侵であり、その尊重と保護がすべての国家権力の義務であること、そして第4条で「良心の自由」の不可侵と「何人もその良心に反して、武器をもってする戦争の役務を強制されない」とし、その不服従を第20条で「抵抗権」として保障する。これはナチスの時代に「戦時特別刑法令」第5条によって良心的兵役拒否者が「犯罪者」として死刑に処せられた歴史的反省に立って、あらゆる人権に優先して良心的兵役拒否が基本権として合憲化したからである。そして第79条では第1条に定められている諸原則に抵触するような「基本法の改正は許されない」としていることから、この良心的兵役拒否権は永久保障されている。

日本の場合は憲法9条のもとでそもそも拒否すべき兵役義務や徴兵制それ自体が存在しないということから「良心的兵役拒否」という人権概念の議論、確立への要請が強くなかったという事情がある。しかし、9条をもつ国における「良心的兵役拒否」は、より積極的に「自衛のための戦争においても兵役を拒否しうる権利」として実定されなければならない(渡辺久丸著「兵役拒否の人権化は世界の流れ 国際人権法・憲法からみる」に詳しい)。これは集団的自衛権の行使が容認された現在の状況において、まず自衛隊員(およびその家族)にとって、より一層現実的な問題となっている。

以下、関連する主張を紹介する。

(1)「アメリカ合衆国大統領とひとりの人間としてさしで話をする機会があったら、自分の国の憲法や法律を顧みるように勧めてやりたい。兵士たちにとって、軍に対する義務がすべてに優先するという考えは誤りだ。兵士がもっとも優先すべき義務は、われわれの心の奥底に横たわる人道に対する義務だ。」

(ジョシュア・キー元米陸軍上等兵：市川ひろみ「対テロ戦争における兵士の市民的不服従」から引用)

(2)「合衆国陸軍の将校として、重大な不正義に対して声を上げることは自分の責務であると考えます。私の道徳と法的義務は、憲法に対するものであり、不法な命令を下す人々に対して負うものではありません。米軍部隊の将校として、イラク戦争は道義的に過ちであるばかりでなく、合衆国の法への深刻な違反であると

いう結論に達しました。私は抗議のために退役しようと試みました。しかしながら、この明白に違法な戦争に加わることを強制されています。違法行為に参加するようという命令は、間違いなくそれ自身が不法です。私は、名誉と誠実を重んじる将校として、そのような命令を拒否しなければなりません。

この戦争は、憲法の規定によって米国の国内法と同等に遵守すべきである国際条約や国際的慣習に違反しています。ほとんど満足な説明もなされていないイラク民衆への大量殺戮と残虐行為は、道徳的に重大な誤りであるにとどまらず、陸戦に関する軍事法そのものに反します。この戦争に参加すれば、私自身が戦争犯罪の片棒を担ぐことになるでしょう。

私は将校に就任するとき、米国の法と人々を守ることを宣誓しました。違法な戦争に参加せよとの違法な命令を拒むことによって、私は今日、その宣誓を履行します。」

(エレン・ワタダ中尉「命令拒否についての声明(要旨)」2006年

市川ひろみ「兵役拒否の思想 市民的不服従の理念と展開」より引用)

そして、市民による経済的不服従(非協力)を含むものとして次のような主張がある。

(3)「2006年度分の確定申告をするにあたり、軍事費(防衛関係費)分(6.0%)につきましては、日本国憲法ならびに私の良心・信念上お支払いすることはできませんので留保させていただきます。また、税金を徴収される税務署の方々におきましては憲法に明らかに反した使用目的の分まで徴収されることをおやめくださるよう、お願い申し上げます。私のささやかな税金ではありますが、国民の福祉向上のため、『全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存』(憲法前文)することができるために使っただきたいと願っております。(中略)

イラクは現在も混沌とし人々は恐怖の中に生活しておりますが、日本国政府はその原因となった、国際法的に正当性のない米軍を筆頭としたイラク攻撃を支持し、その占領政策支援としてイラクへ「自衛隊」派兵しました。これは日本国憲法、国会決議にも反するものであり、どんな理屈をつけても正当化できるはずがありません。(中略)

このような状況において、国・政府を正しい方向に導くのが民主国家の国民の義務と思います。国・政府が憲法に反し、悪いことをしようとしていることに対し、協力することはできません。国・政府が税金を憲法違反の軍事費に使わないことを約束したときには、すすんで留保分を支払います。」

(軍事費分(防衛関連費分6.0%)の税金支払い留保についての請願文、筆者未詳)

(4)「戦争税なんて払いたくない 連邦税の40%が軍事費に？」

(ニューヨークの独立放送局 Democracy Now! の記事 2007.4.12)

今年の連邦税 2兆ドルのうち約40%が軍事費に回ると、NGO「全米優先プロジェクト」が発表しました。イラクに費やしている戦費があれば、全米の高校生全員に大学奨学金を支払い、全米の港で湾岸警備費をまかない、そのおつりで国家の赤字を半減することができるとのこと。このセグメントでは、「全米優先プロジェクト」のパメラ・シュワルツ氏が、戦争がいかに税金の無駄遣いなのかをわかり易く例示し、更に、戦争に加担しないために納税拒否を行なっているルーズ・ベン氏が、戦争税拒否運動の今昔を語ります。

パメラ・シュワルツ氏によると、今年徴収された連邦税のうち

27%がイラク戦争など現在行なわれている戦費に

9%が過去の戦争の軍事負債に

3%が退役軍人への手当に

使われるということです。それに対して

1%が 職業訓練に

2%が 食料や住宅に

5%が 教育に

0.01%が 代替エネルギーや自然保護に

使われるとのこと。これだけ露骨に軍事費が優先されているのは初めてのことで、「自分たちの税を何に優先的に使ってほしいか、みんな意見を持とう」と呼びかけています。「全米優先プロジェクト」のサイトでは、イラクの戦費が現時点でいくらなのか、そのお金があれば、何人の人の教育・医療費がまかなえるのかを、州

ごと・都市ごとに示しています。...

一方、100年以上前の米西戦争で始まった戦争税に対する納税拒否運動は、ベトナム戦争のときにたいへん広がり、今でもさまざまな形で参加する人がいるそうです。ルーズ・ベン氏は「全米戦争税拒否運動連絡委員会」のコーディネーター。彼女自身は、税金申告書に納税額を暗記した上で、「この額面を、人を殺さない団体に寄付します」と歳入局に送りつける形で納税拒否を行なっています。

日本での最近の軍事費で言うと、イラク派兵でかかった費用は昨年4月までで760億円、現在進みつつある米軍再編における日本の費用負担はグアム移転費7000億円を含んで総額3兆円とされています。アメリカ政府と協力して「戦争もやむなし」の路線を貫く限り、宇宙防衛構想も含め、制御不可能な勢いで出費がかさんでいくことでしょう。

戦争って、それだけの価値があるものなのでしょうか。（文：古山葉子）

#### (5)「軍事費削って教育委費を増やせ」の主張

『公費民営私学』論の復権を、大私教小中高校部執行委員長 井上 明（1994年1月）

##### 一、いままぜ「公費民営私学」の復権か 公費民営をめぐる「二つの戦線」

いま私学助成は十年来の厳しい状況におかれています。「日本教育新聞」によると、神奈川・愛知・大阪三府県の交付団体移行に伴って義務教育費国庫負担金の財源捻出を私学助成の削減に求めるという文部省の予算編成方針だそうです。実は十年ほど前、中曽根内閣の時に私学助成が10%削られて、それ以降もずっとマイナス10%シーリングという政策のもとで、にもかかわらず増額されてきたのは、我々の運動の力はもちろんですが、公立学校の施設整備費などを削って私学助成に回していたということです。今度は私学助成を削って公立の義務教育費へ回すというわけです。だから我々が十年来言ってきた「軍事費を削って教育費を増やせ」という主張の正しさが、今回の新聞報道で証明されているのではないかと思います。私学助成が大なたを振るわれようとしているこの時期に“公費民営論”なんてとお思いの方もおられると思いますが、しかし、むしろこのような厳しい状況だからこそ、攻撃をはねかえす上でも「公費民営私学」論を「復権」させなければならぬと思うのです。（以下省略）

注19)「戦死せる教え兒よ」 竹本源治

逝いて還らぬ教え兒よ  
私の手は血まみれだ！  
君を縊つたその綱の  
端を私も持っていた  
しかも人の子の師の名において  
嗚呼！  
「お互いにだまされていた」の言訳が  
なんでできよう  
慚愧 悔恨 懺悔を重ねても  
それがなんの償いになろう  
逝つた君はもう還らない  
今ぞ私は汚濁の手をすすぎ  
涙をはらつて君の墓標に誓う  
「繰り返さぬぞ絶対に！」  
送らじなこの身裂くとも教え兒を ことわり 理 いくさ もなき 戦 の庭に

作者の竹本源治氏は、1919(大正8)年1月28日、高知県吾川郡池川町(現・仁淀川町)に生まれた。肺結核の病歴のため、徴兵は延期されたが、1945(昭和20)年6月応召。47年に復職。高知県教員組合(1947年9月21日結成)の雑誌『るねさんず』42号(1951年11月発行)に短歌「送らじなこの身裂くとも教へ兒

を理もなき戦の庭に」、同誌44号(1952年1月発行)に詩「戦死せる教え児よ」を発表。戦後民主教育に対する反動的政策がすすめられるなか、1951年1月、日本教職員組合は中央委員会で「教え児を再び戦場に送るな」のスローガンを掲げ、全面講和、中立維持、軍事基地反対、再軍備反対の「講和に関する決議」を可決するが、作品はこのような状況の中で生まれた。

1953年7月28日、ウィーンで開かれた第一回世界教員会議で、日本代表団がこの詩を紹介したとき会場には拍手が沸き起こったという。また、ウィーン放送局はドイツ語訳でこの詩を放送した。竹本氏は、小学校校長を最後に1978年3月退職。その2年後に61歳で死去。